

熊本連携中枢都市圏ビジョン (案)

目 次

第1章 連携中枢都市圏構想における基本的事項

1 策定趣旨	1
2 連携中枢都市圏及び構成市町村の名称	1
3 取組期間	1

第2章 圏域の中長期的な将来像

1 圏域の現況	
(1) 位置及び地勢	1
(2) 圏域を構成する市町村個別の現況	3
(3) 通勤通学の状況	6
(4) 人口動態	7
(5) 将来推計人口	10
(6) 都市機能の集積状況	11
(7) 産業の状況	19
2 圏域の将来像	
(1) 目指すべき圏域の姿	23
(2) 目指すべき圏域人口	24

第3章 連携協約に基づき推進する具体的取組

1 圏域全体の経済成長のけん引	
(1) 取組の方向性	25
(2) 成果指標	25
(3) 具体的取組	26
2 高次の都市機能の集積・強化	
(1) 取組の方向性	36
(2) 成果指標	36
(3) 具体的取組	37
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	
(1) 取組の方向性	43
(2) 成果指標	44
(3) 具体的取組	45

第1章 連携中枢都市圏構想における基本的事項

1 策定趣旨

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう圏域の中心的役割を担う連携中枢都市が近隣市町村と連携して、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能の向上」の3つの取組を実施し人々が集まる魅力的な圏域を形成する「連携中枢都市圏構想」を計画的に推進するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定する。

2 連携中枢都市圏及び構成市町村の名称

(1) 連携中枢都市圏の名称

熊本連携中枢都市圏

(2) 構成市町村の名称

熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

3 取組期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

第2章 圏域の中長期的な将来像

1 圏域の現況

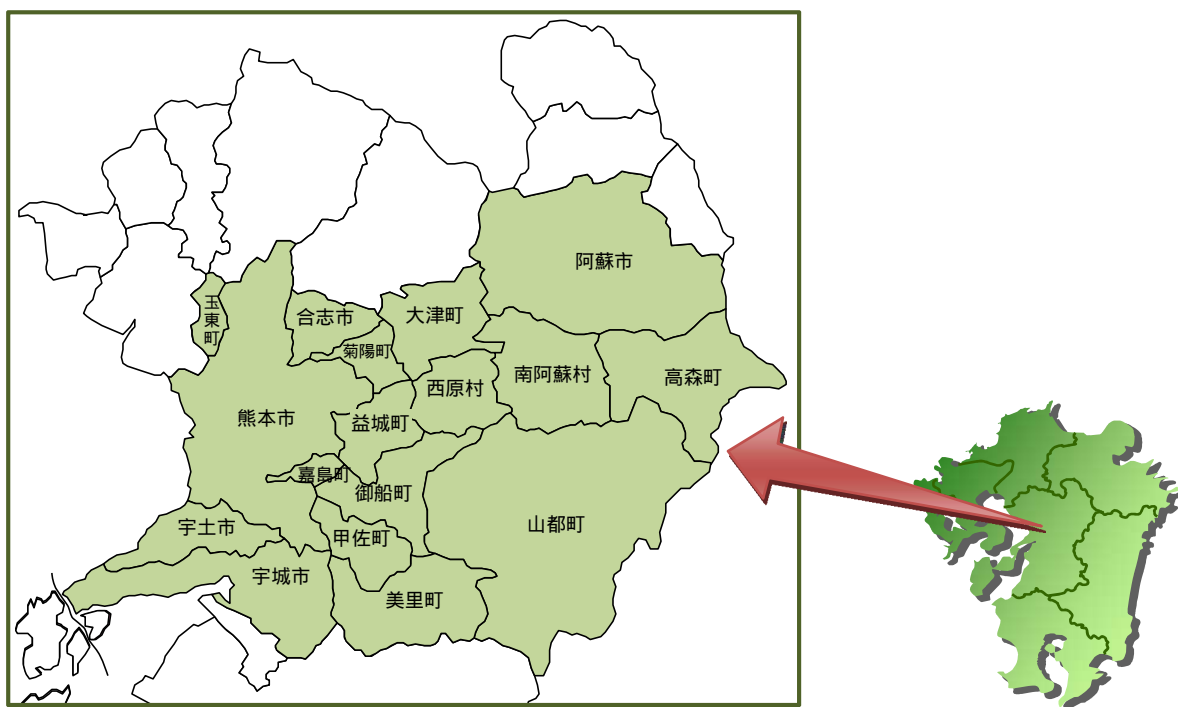
(1) 位置及び地勢

本圏域は、九州の中央、熊本県の西北部に位置しており、連携する17市町村の面積は2,560.26 km^2 と熊本県全体の約35%を占めるが、圏域人口は110万人超と県人口の60%超を占める状況となっている。

圏域の地勢は、東部の阿蘇地域は世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、阿蘇くじゅう国立公園に指定されているほか、西部地域は海苔や豊富な魚介類がとれる豊穡の有明海や白川の三角洲で形成された低平野から形成されている。圏域全体は、阿蘇の火山灰土である黒ボク土が堆積し広大な穀倉地帯で、国内の食糧供給基地の役割を担っている。

連携中枢都市の熊本市は、平成24年4月1日に全国で20番目の政令指定都市に移行し、中央区、東区、西区、南区、北区の5つの行政区から成り、豊かな自然や清冽な地下水から生活用水や産業用水を賄うほか、国の行政機関、高度な医療施設、高等教育機関が立地するなど快適な都市機能を有している。また、熊本城に代表される観光資源等により国内外から年間540万人の観光客が訪れ、中心市街地の賑わいを創出している。

[熊本連携中枢都市圏域]



[基本データ]

市町村	人口（人）	世帯数	面積（km ² ）
熊本市	734,474	302,413	390.32
宇土市	37,727	12,808	74.30
宇城市	61,878	21,077	188.60
阿蘇市	28,444	10,100	376.30
合志市	55,002	18,913	53.19
美里町	11,388	3,791	144.00
玉東町	5,554	1,825	24.33
大津町	31,234	11,478	99.10
菊陽町	37,734	14,124	37.46
高森町	6,716	2,524	175.06
西原村	6,792	2,221	77.22
南阿蘇村	11,972	4,610	137.32
御船町	17,888	6,224	99.03
嘉島町	8,676	2,930	16.65
益城町	32,676	10,935	65.68
甲佐町	11,181	3,693	57.93
山都町	16,981	5,906	544.67
圏域合計	1,116,317	435,572	2561.16
（参考）熊本県	1,817,426	688,234	7409.32
（参考）圏域/熊本県（％）	61.4%	63.3%	34.6%

資料：平成 22 年国勢調査（面積にあっては平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調）のデータを基に作成

(2) 圏域を構成する市町村個別の現況

● 熊本市

「ずっと住みたくなる街」
誰もが憧れる上質な生活都市くまもと

熊本県の県都として、九州農政局等の行政機関や熊本大学等をはじめとする高等教育機関が集積する一方で熊本城等の歴史文化遺産、豊かな地下水や近郊農業地帯等、豊かな自然環境に恵まれた住環境を有している。

● 宇土市

「住んでみたい、住み続けたい」
みんなの力で作る元気な宇土市

熊本県の中央部に位置し、豊かな自然環境や文化・歴史遺産も数多く点在する。「市民総参加のまちづくり」という理念のもと、「このまちに住んでみたい、住み続けたい」と思える活力と魅力溢れるまちづくりを「みんなの力」で推進している。

● 宇城市

「三角西港から世界へ。」
あなたの可能性がみつかる街・宇城市

宇城市は、主要な幹線道路が結節し、高速道路のＩＣが２つ、ＪＲ駅が５つあり、熊本市に近接していることから、各地域へのアクセス性が高く、中心部は熊本市のベッドタウンとして住環境に恵まれている。また、周辺部には、世界文化遺産の三角西港といった歴史的資産に加え、豊かな自然に囲まれた住環境を兼ね備えている。

● 阿蘇市

「緑いきづく火の神の里」

熊本県東北部、熊本市から約 50km の九州山地内に位置し、市の大半が阿蘇くじゅう国立公園であることに加え、生活圏の大部分は阿蘇火山の噴火によって形成されたカルデラ内にあり、豊富な湧水や温泉が特徴。主要産業は農業と観光であり、特に阿蘇山をはじめとする自然景観と阿蘇開拓の神を祀る阿蘇神社などの歴史・文化を強みとした観光振興に力を入れながら、住むひとにも訪れるひとにも魅力あるまちづくりを進めている。

● 合志市

「元気・活力・創造のまち」
健康都市こうし

熊本市の北東部に位置し、大規模団地の開発や熊本電気鉄道沿線への住宅需要による「住」のまちとして発展を続け、九州沖縄農業研究センターをはじめ熊本県農業研究センターや県立農業大学校、農業公園「カントリーパーク」など農業関係機関が集積するとともに、製造業の進出による産業都市の面も併せ持ち、豊かな自然と職住環境の調和した地域である。

● 美里町

「小さくてもきらりと光る私たちのまち」

熊本県の中央に位置し、熊本市から約 30 km、車で約 40 分程度の距離にある自然豊かなまち。石橋や城跡をはじめとする歴史的建造物のほか、日本一の石段等の町独自の特色ある観光地や施設が存在し、多くの伝統文化が地域に根付いている。これら美里町の魅力を歩いて感じる「フットパス」も盛んに行われている。

● 玉東町

このまちが暮らしの中心
“ ホームタウン ゑよくとう ”

J R 鹿児島本線木葉駅が町の中央にあり国道208号が横断する通勤・通学の利便性と豊かな自然環境が共有する住宅地として認識されている。また、国史跡に指定された近代日本の幕開けとなった西南戦争の遺跡が町中に点在している。

● 大津町

みんなでつくろう 元気 大津
人と自然にやさしい
心がよいあう まち

熊本市と阿蘇との中間にあり、古くから宿場町として発展してきた。環境保全協定・植林等による「自然環境」や、空港・ICに近接する「交通条件」に恵まれ、北部に県内トップクラスの工業地帯、中部に市街地、南部に肥沃な水田地帯を有し、農・工・商がバランス良く調和し発展を続けている。

● 菊陽町

「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」

熊本市中心部の北東約15kmに位置し、雄大な阿蘇に源を発した白川中流域の平坦地にあり、地理・風土など全般的に恵まれた土地条件を備えている。土地区画整理や下水道、生活道路などの都市基盤の整備により人口が急増し、特に「光の森」地区では、大型商業複合施設や店舗が建ち並び、賑わいが生まれている。

● 高森町

「野の花と風薫る郷」
静かで自然の安らぎあふれる町

熊本県の最東端に位置し、南部は宮崎県、東部は大分県に接している農山村地域。年間約70万人の観光客が訪れる。阿蘇地域の世界農業遺産認定により注目される一方で、小中一貫教育を推進し、ICT教育に先進的に取り組んでいる。

● 西原村

水と緑とひかりの村 にしはら

熊本市の東部に位置し、南阿蘇外輪山の一部である俵山を中心に、広大な原野と山林や農地が広がっている。豊かな自然環境、熊本都市圏に近いという恵まれた立地条件から、近年人口が増加してきている。住民生活の利便性の向上と地域活性化を図るため、村づくりの拠点整備を進めている。

● 南阿蘇村

「世界一のカルデラのむら」
安心して楽しく豊かに暮らせるむら 南阿蘇

南阿蘇村は熊本県北東部、雄大な阿蘇のカルデラの南部に位置しています。四季折々に表情を変える大自然、村民の豊かな生活を支える豊富な湧水と、その清らかな水に育まれた農産品など、数々の魅力を有している。また、防災力の強化を図り村民が安心・安全に暮らせるための環境づくりを行っている。

●御船町

「自然いっぱい 夢いっぱい 活気あふれる交流の町 御船」

熊本県、そして九州のほぼ中央に位置し、御船、小池高山、上野（仮称）（H30年度供用予定）の3つのインターチェンジを有する交通アクセスに優れたところである。九州で唯一の恐竜専門博物館である「御船町恐竜博物館」や風光明媚な「吉無田高原」をはじめ、四季折々に見せる原風景や、歴史・文化を紡いだ石橋群、郷土の伝統芸能などに触れ合える笑顔あふれる町である。

●嘉島町

「活力とうるおいに満ちた田園文化都市—住んで良かった！ 水の郷 嘉島」

熊本県の中心都市熊本市の南東に隣接し、農業を基幹産業とし、工業・商業の産業バランスがとれ、清冽な清水をたたえる浮島をはじめ、阿蘇の伏流水といわれる湧水群が点在する自然豊かな住環境を有している。

●益城町

水とみどり豊かで人安らく
「夢・創造」のまち

熊本市の東部に隣接し、交通の拠点である「阿蘇くまもと空港」や「益城熊本空港IC」を有している。また、平地には田園風景が広がっており、「都市と田園が調和する町」として、元気で健やかに安心して暮らせるまちづくりを、住民と共に進めている。

●甲佐町

自然環境を活かし、文化と交流が育む暮らしやすい安心・安全なまち

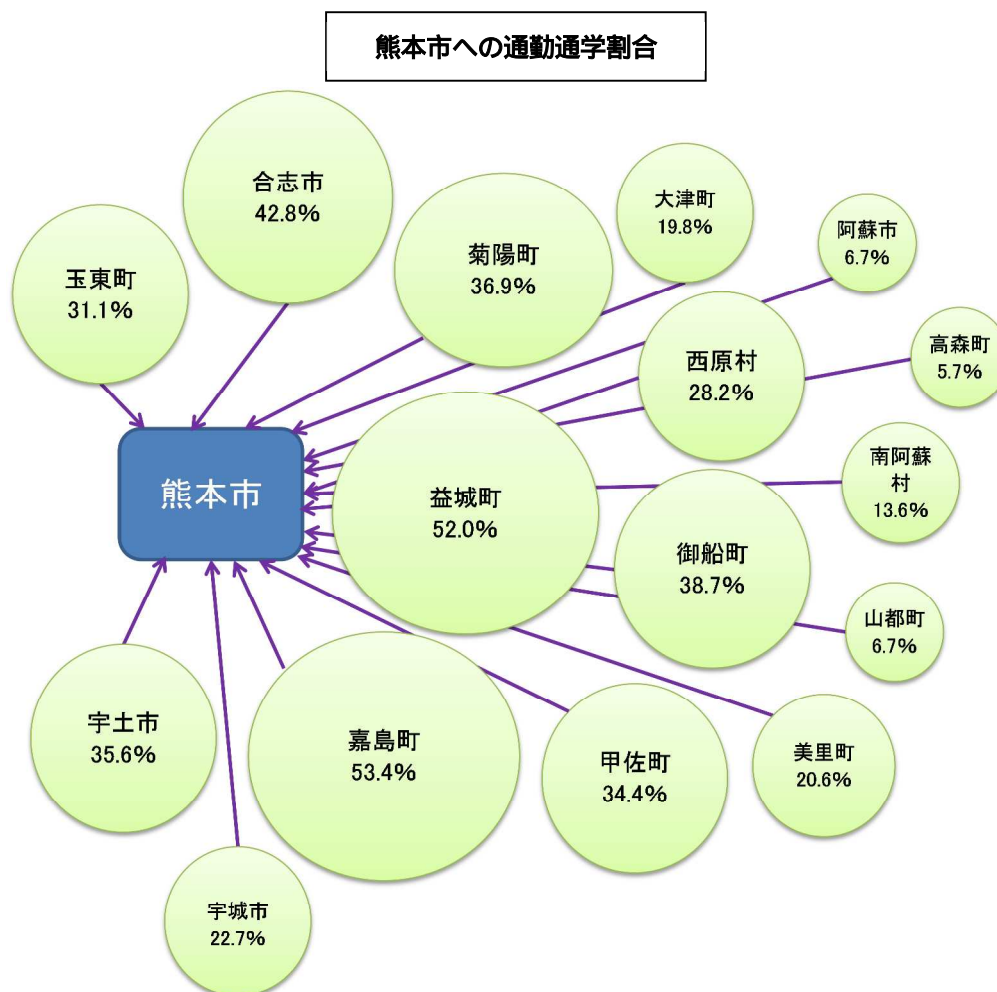
熊本県のほぼ中央部に位置し、町を南北に貫流している清流「緑川」の恵みを受け、周囲の田園地帯や山並みなど豊かな自然環境を育んできた町である。また、細川忠利侯の代に作られたとされる「やな場」のあゆ料理は代表的な観光資源となっている。

●山都町

風かおる、文楽と石橋の郷 山都町
～星と森、そして水の生まれる里～

九州の中央に位置し、阿蘇カルデラの南外輪山の南麓一帯と九州脊梁山地に接し、県内屈指の面積を有する。また、一級河川である五ヶ瀬川、緑川の源流域にあたり、一部は渓谷や瀑布を形成し古くから景勝地として知られており魅力的な自然の風景が広がる。そして、通潤橋、清和文楽、日向往還など豊富な歴史・文化資源が多数存在する個性豊かな地域である。

(3) 通勤通学の状況



資料：平成 22 年国勢調査のデータを基に作成。「通勤通学割合」は、熊本市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、当該市町村の常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値

【参考データ】

■ 通勤通学者

市町村名	近隣市町村	熊本市へ
	人数 (人)	割合 (%)
嘉島町	2,054	53.4%
益城町	7,480	52.0%
合志市	10,932	42.8%
御船町	3,012	38.7%
菊陽町	6,567	36.9%
宇土市	5,770	35.6%
甲佐町	1,532	34.4%
玉東町	680	31.2%
西原村	828	28.2%
宇城市	5,763	22.7%
美里町	896	20.6%
大津町	2,878	19.8%
南阿蘇村	670	13.6%
阿蘇市	780	6.7%
山都町	377	6.7%
高森町	135	5.7%

市町村名	熊本市	近隣市町村へ
	人数 (人)	割合 (%)
合志市	6,368	1.7%
益城町	5,199	1.4%
菊陽町	5,112	1.4%
大津町	4,044	1.1%
宇城市	3,299	0.9%
嘉島町	2,394	0.6%
宇土市	2,172	0.6%
御船町	1,389	0.4%
西原村	884	0.2%
甲佐町	782	0.2%
阿蘇市	626	0.2%
南阿蘇村	318	0.1%
山都町	278	0.1%
美里町	258	0.1%
玉東町	158	0.0%
高森町	79	0.0%

資料：平成 22 年国勢調査のデータを基に作成

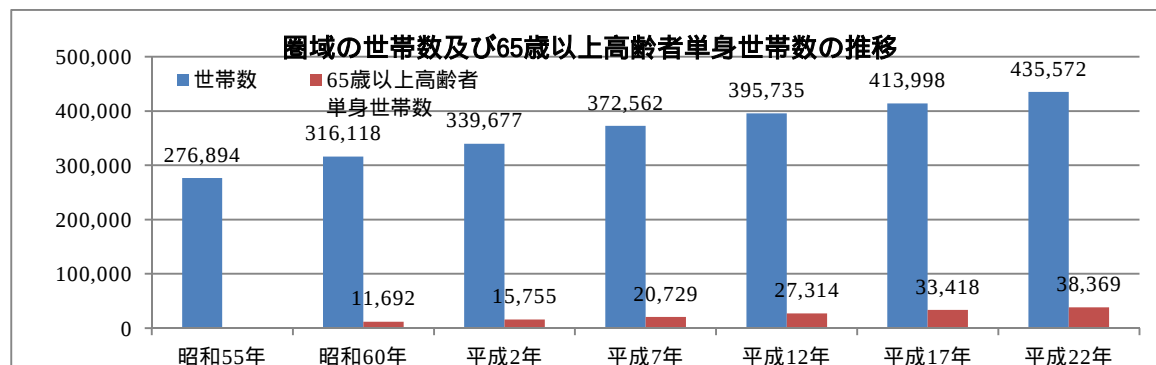
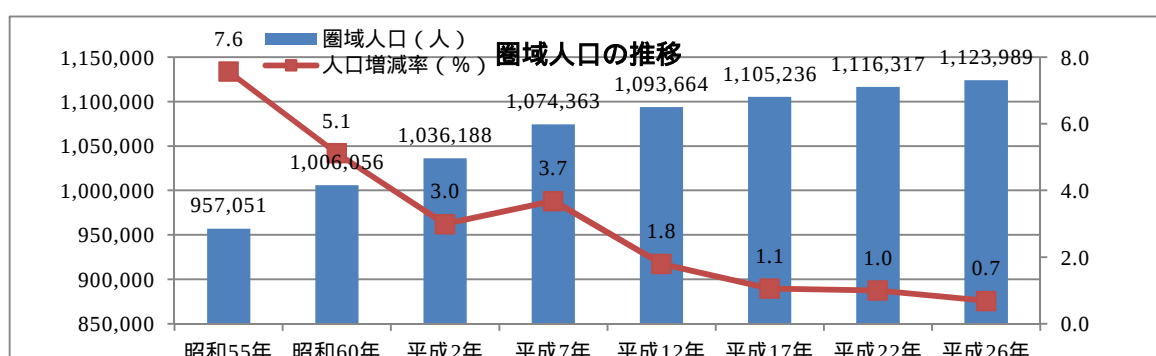
(4) 人口動態

圏域人口の推移は、昭和 55 年の 957,051 人から平成 26 年の 1,123,989 人と 166,938 人増加しているが、人口増加率で見ると、昭和 55 年の 7.6%から平成 26 年の 0.7%と 6.9 ポイント減少しており、今後、人口減少局面に転換していくことが予想される。世帯数については、核家族化や高齢単身世帯の増加など全国的な社会構造の変化に伴い、世帯数は増加傾向にある。

自然動態を見ると、平成 7 年から平成 26 年までの 20 年間ににおける出生者数は、おおむね 11,000 人前後と横ばいで推移しているが、死亡者数は、平成 7 年の 7,641 人から平成 26 年の 10,595 人と年間約 150 人ずつ増加している。今まで自然増だった自然動態は、今後、自然減に向かうことが予想される。

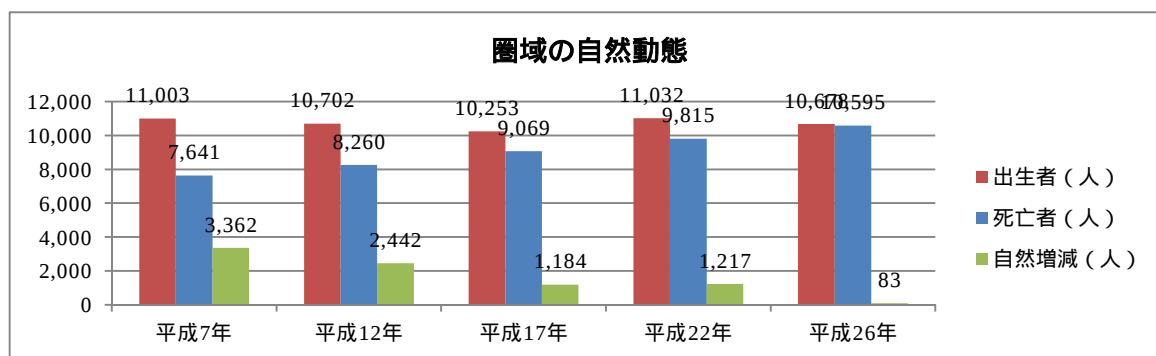
一方、社会動態では、主に三大都市圏や福岡県が転出超過となっており、今後、その点を踏まえた施策の展開を図っていく必要がある。

なお、人口動態の傾向については、圏域の市町村ごとで状況が異なっていることを付言しておく。



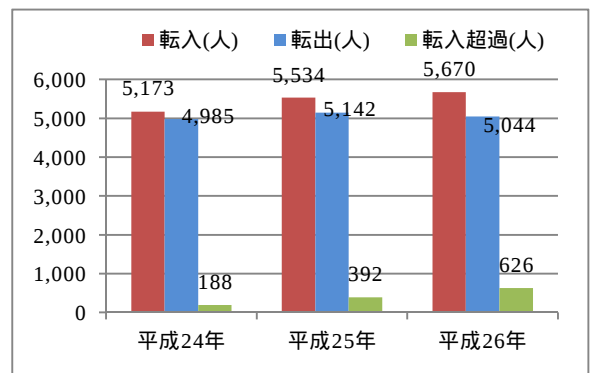
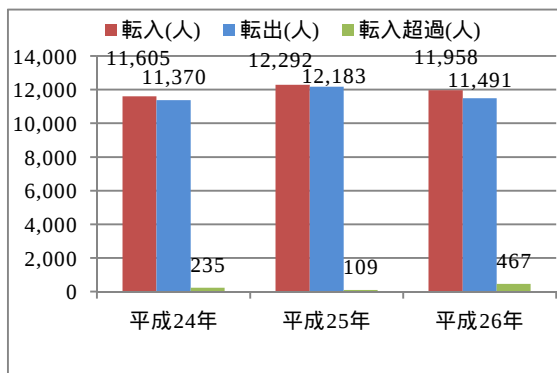
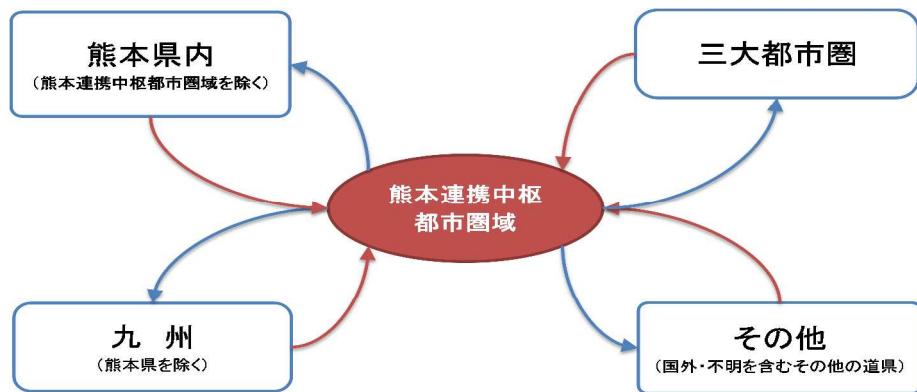
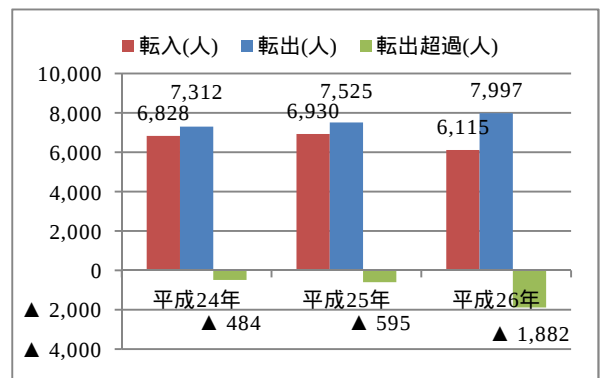
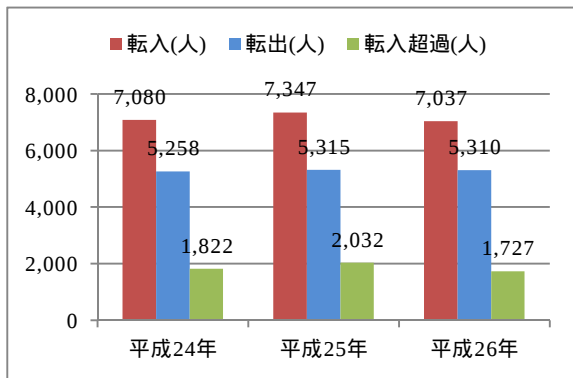
資料:平成 26 年のデータは熊本県推計人口調査、その他のデータは国勢調査のデータを基に作成。

なお、昭和 55 年の 65 歳以上高齢者単身世帯数のデータはなし



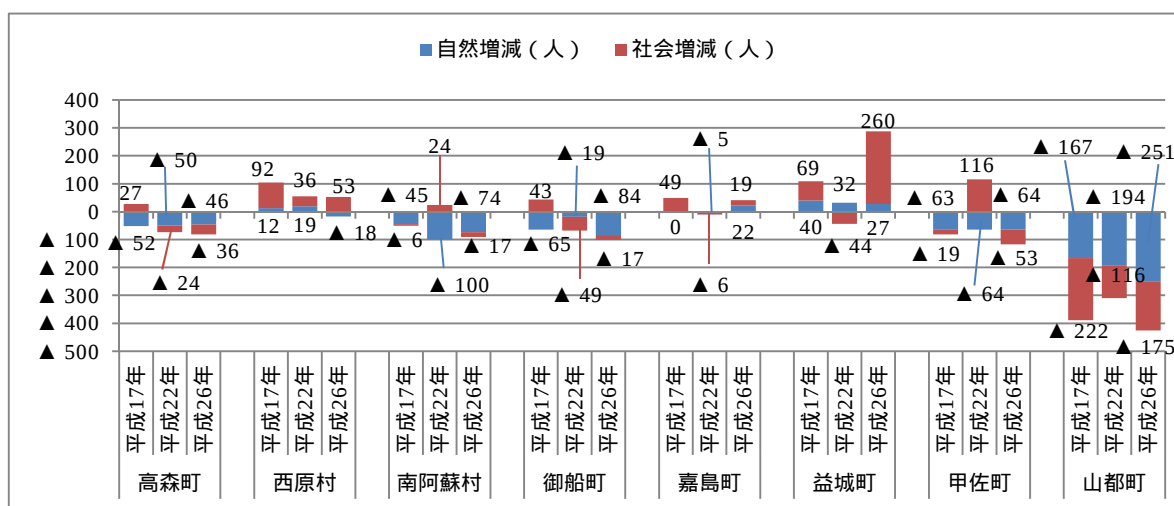
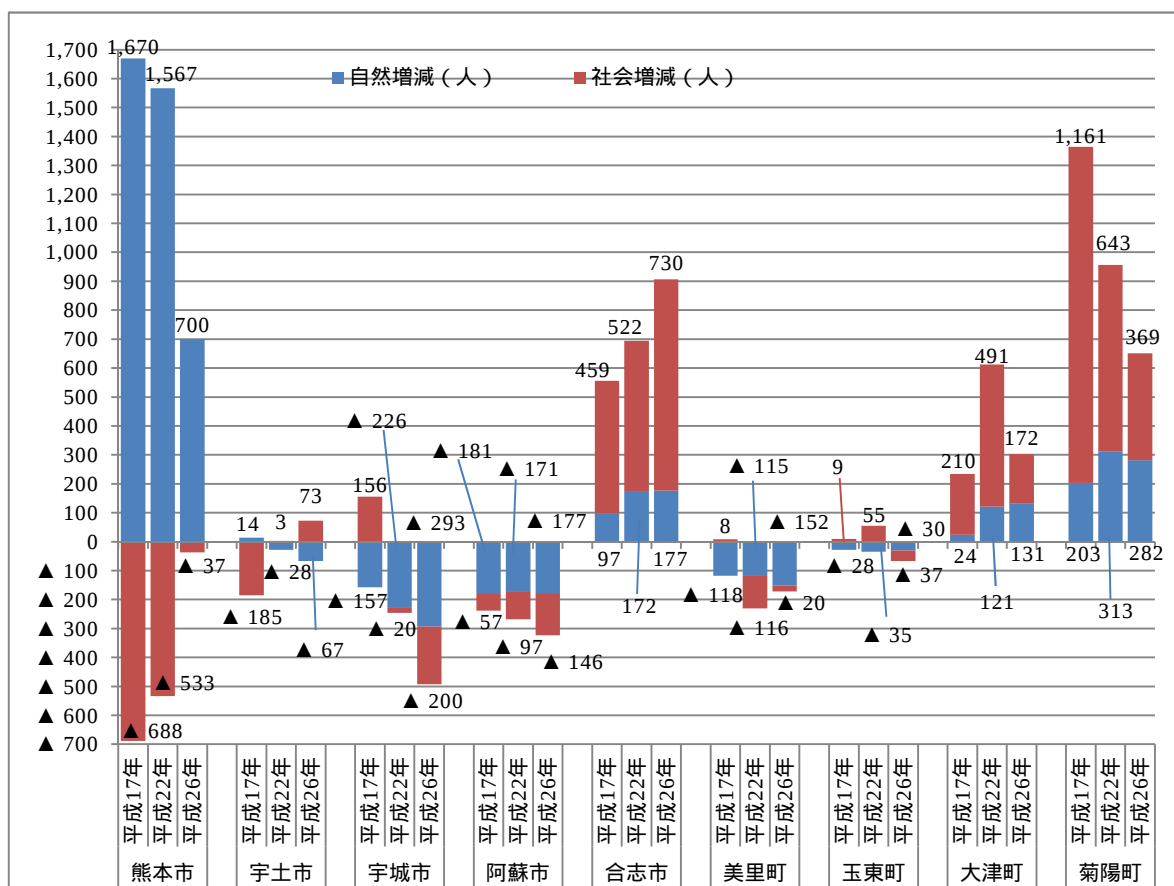
資料:熊本県推計人口調査のデータを基に作成

圏域の社会動態



資料：熊本県推計人口調査のデータを基に作成

各市町村の人口動態



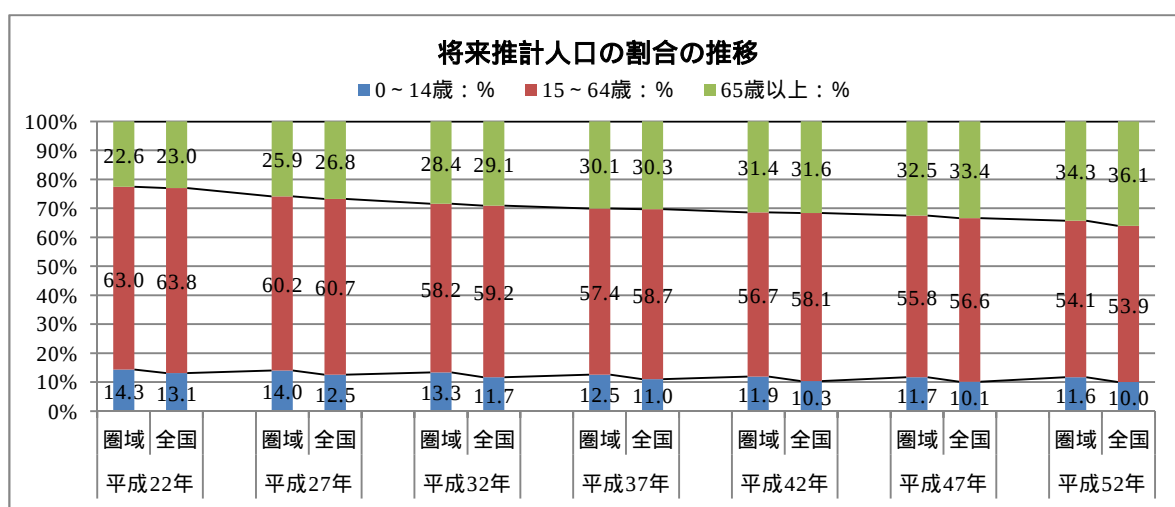
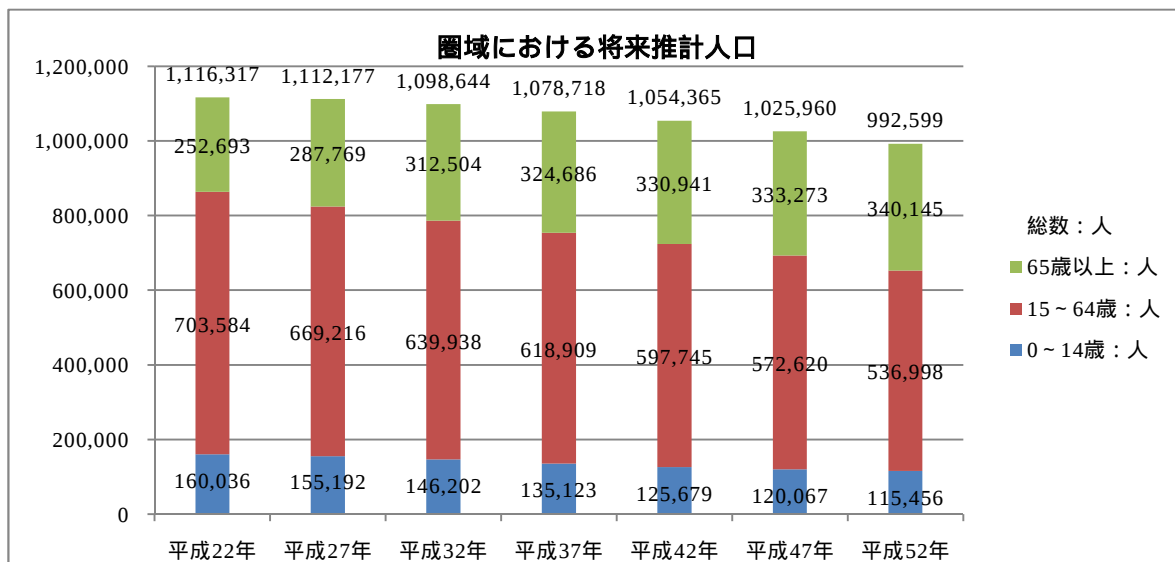
資料：熊本県推計人口調査のデータを基に作成

(5) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が、平成 24 年 4 月に公表した将来推計人口によれば、わが国の総人口は、2048 年（平成 60 年）には 1 億を下回り、今後、過去に類を見ない勢いで急激に減少するとともに、現在 20% 台の高齢化率も、2060 年（平成 72 年）には約 40% へと大幅に上昇すると推計されている。

このような流れは圏域においても例外ではなく、圏域人口については、現在、今後も一定期間は増加傾向にある地域も含まれること等から、2010 年（平成 22 年）を基準とした 2040 年（平成 52 年）時点の人口減少率は 11.1% と、全国の 16.2%、熊本県の 19.3% ほど急激ではないものの、現在 110 万を超える圏域人口は減少し続け、2040 年（平成 52 年）までには 100 万人を下回ると見込まれている。

また、高齢化率についても、2025 年（平成 37 年）までに 30% を超えると見込まれており、2040 年（平成 52 年）時点では 34.3% と、全国の 36.1% ほど高くはないものの、今後、圏域においても確実に高齢化が進展していく。



資料：国立社会保障・人口問題研究所が平成 24 年 4 月に公表した「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位仮定）及び平成 25 年 3 月に公表した「日本の地域別将来推計人口」（出生中位・死亡中位仮定）のデータを基に作成

(6) 都市機能の集積状況

所在地の明示がないものは、熊本市に所在する。

ア 行政機関

府省名	機関名
内閣府	・九州管区警察局熊本県情報通信部
総務省	・熊本行政評価事務所 ・九州総合通信局
法務省	・熊本地方法務局 ・熊本地方法務局各支局【宇土市・大津町】 ・熊本保護観察所 ・福岡入国管理局熊本出張所 ・熊本刑務所 ・熊本刑務所京町拘置支所 ・熊本少年鑑別所 ・熊本地方検察庁 ・熊本地方検察庁各支部【阿蘇市】 ・熊本公安調査事務所
財務省	・九州財務局 ・長崎税関八代税関支署各出張所【熊本市、宇城市、益城町】 ・財務総合政策研究所南九州研修支所 ・熊本国税局 ・熊本国税局各税務署【熊本市、宇土市、阿蘇市】 ・税務大学校熊本研修所 ・熊本国税不服審判所
厚生労働省	・九州厚生局熊本事務所 ・熊本労働局 ・熊本労働局各労働基準監督署 ・熊本労働局各ハローワーク【熊本市、宇城市、阿蘇市、御船町】 ・国立療養所菊池恵楓園【合志市】 ・福岡検疫所熊本空港出張所【益城町】 ・福岡検疫所三角出張所【宇城市】
農林水産省	・九州農政局 ・九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所熊本支所 ・九州農政局土地改良技術事務所 ・九州森林管理局

国土交通省	・九州地方整備局熊本河川国道事務所 ・九州地方整備局熊本河川国道事務所各維持出張所 【熊本市、阿蘇市、御船町】 ・九州地方整備局立野ダム工事事務所 ・九州地方整備局熊本営繕事務所 ・九州地方整備局緑川ダム管理所【美里町】 ・九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所 ・九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所所有明・八代海海洋環境センター（熊本新港分室） ・九州運輸局熊本運輸支局 ・熊本地方気象台 ・大阪航空局熊本空港事務所【益城町】 ・福岡管区気象台火山監視・情報センター阿蘇山火山防災連絡事務所【阿蘇市】 ・福岡管区気象台福岡航空測候所熊本空港出張所【益城町】 ・第十管区海上保安本部熊本海上保安部【宇城市】
環境省	・九州地方環境事務所 ・九州地方環境事務所阿蘇自然環境事務所【阿蘇市】
防衛省	・陸上自衛隊西部方面隊（西部方面総監部） ・自衛隊熊本地方協力本部 ・九州防衛局熊本防衛支局 ・自衛隊熊本病院
裁判所	・熊本地方裁判所 ・熊本地方裁判所各支部【阿蘇市】 ・熊本家庭裁判所 ・熊本家庭裁判所各支部【阿蘇市】 ・各簡易裁判所【熊本市、宇城市、阿蘇市、御船町、高森町】 ・熊本家裁裁判所各出張所【御船町、高森町】

資料：熊本市調べ

イ 医療機関等

(ア) 医療機関の数

(単位：軒)

市町村	病院			一般診療所	歯科診療所
	一般	精神	合計		
熊本市	78	16	94	624	396
宇土市	0	1	1	22	15
宇城市	7	1	8	43	27
阿蘇市	3	1	4	20	9
合志市	4	1	5	36	22
美里町	3	-	3	5	3

玉東町	-	-	-	2	2
大津町	2	-	2	21	14
菊陽町	3	1	4	30	20
高森町	-	-	-	7	2
西原村	-	-	-	5	2
南阿蘇村	1	-	1	8	5
御船町	-	1	1	12	6
嘉島町	2	-	2	12	6
益城町	3	1	4	19	9
甲佐町	2	-	2	5	3
山都町	4	-	4	13	5

資料：厚生労働省平成 26 年医療施設（静態・動態）調査・病院報告の概況（平成 26 年 10 月 1 日現在）

（イ） 主要指定病院

項目	病院名
三次救急	・熊本赤十字病院 ・国立病院機構熊本医療センター ・済生会熊本病院 ・熊本大学医学部附属病院
基幹災害拠点病院	・熊本赤十字病院
地域災害拠点病院	・国立病院機構熊本医療センター ・済生会熊本病院 ・宇城総合病院【宇城市】 ・阿蘇医療センター【阿蘇市】 ・矢部広域病院【山都町】
総合周産期母子医療センター	・熊本市市民病院 ・熊本大学医学部附属病院
地域周産期母子医療センター	・福田病院 ・熊本赤十字病院
小児救急医療拠点病院	・熊本地域医療センター ・熊本赤十字病院
難病拠点病院	・熊本大学医学部附属病院 ・国立病院機構熊本南病院【宇城市】 ・国立病院機構熊本再春荘病院【合志市】

(ウ) 熊本市内の公的 7 病院の救急患者数

病院名	診療科目別（人）				
	小児科	内科系	外科系	その他	総患者数
熊本地域医療センター	18,803	12,139	2,807	0	33,749
熊本赤十字病院	23,935	24,042	15,550	3,962	67,489
国立病院機構熊本	579	10,413	5,450	2,488	18,930
熊本市民病院	738	4,927	3,773	1,758	11,196
済生会熊本病院	0	11,937	8,526	0	20,463
熊本中央病院	167	1,025	519	15	1,726
熊本大学医学部附属病院	300	1,066	951	3,250	5,567
総数	49,251	75,023	44,482	27,058	195,814

資料：各病院より提供（平成 25 年度）

(エ) 病児病後児保育施設

施設数
熊本市（8）宇土市（1）宇城市（2）合志市（2）大津町（1）菊陽町（1）御船町（1）益城町（1）

ウ 高等教育機関・研究機関

(ア) 高等教育機関

大学名	学部（人）	大学院・専攻科（人）
熊本大学	8,054	2,139
熊本県立大学	2,114	109
熊本学園大学	5,137	162
崇城大学	3,489	127
東海大学（九州キャンパス）	2,176	34
尚絅大学	527	-
九州ルーテル学院大学	742	12
熊本保健科学大学	1,493	21
放送大学熊本学習センター	1,340	65
尚絅大学短期大学部	585	-
熊本県立技術短期大学校【菊陽町】	-	198
平成音楽大学【御船町】	276	4
熊本高等専門学校（熊本キャンパス）【合志市】	641	80

資料：熊本県教育委員会ホームページ（平成 27 年 5 月 1 日現在）及び放送大学ホームページ（平成 26 年 6 月 13 日現在）より

(イ) 研究機関（公設試験研究機関）

機関名
・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構九州沖縄農業研究センター【合志市】 ・ 国立研究開発法人森林総合研究所森林総合研究所九州支所 ・ 熊本県産業技術センター ・ 熊本県林業研究指導所 ・ 熊本県保健環境科学研究所【宇土市】 ・ 熊本県農業研究センター【合志市】

エ 公共交通

(ア) 公共交通の概要

種類	施設名又は事業者名
高速道路 I C （九州縦貫自動車道） （九州中央自動車道）	・ 植木 I C ・（仮称）北熊本スマート I C（整備中） ・ 熊本 I C ・ 益城熊本空港 I C【益城町】 ・ 御船 I C【御船町】 ・（仮称）城南スマート I C（整備中） ・ 松橋 I C【宇城市】 ・ 宇城氷川スマート I C【宇城市】 ・ 小池高山 I C【御船町】 ・（仮称）上野 I C（平成 30 年度供用開始予定）【御船町】 ・（仮称）北中島 I C（平成 30 年度供用開始予定）【山都町】 ・（仮称）矢部 I C（整備中）【山都町】
バス	・ 熊本都市バス ・ 九州産交バス ・ 産交バス ・ 熊本バス ・ 熊本電気鉄道
鉄道・軌道・空港・港	・ J R 九州在来線及び新幹線 ・ 南阿蘇鉄道【高森町・南阿蘇村】 ・ 熊本市電 ・ 熊本電鉄【熊本市・合志市】 ・ 阿蘇くまもと空港【益城町・菊陽町・大津町】 ・ 熊本港

(イ) 主な公共交通機関の利用状況

公共交通機関	利用台数又は利用人数
九州縦貫自動車道 熊本IC利用台数	7,489,559 台
JR 九州 熊本駅の利用客数（定期利用除く）	6,242,994 人
阿蘇くまもと空港の利用客数	2,963,985 人

資料：熊本市平成 26 年観光統計より

オ 商工業施設・金融機関

種類	施設・機関名又は施設数
主な大規模（面積 10,000 m ² 超）小売店舗	・鶴屋百貨店 ・パルコ熊本店 ・カリノ下通 ・サンリブシティくまなん ・ゆめタウンサンピアン店 ・ゆめタウンはません店 ・宇土シティモール【宇土市】 ・クロス 21UT0【宇土市】 ・イオンモール宇城【宇城市】 ・ショッピングプラザ菊陽【菊陽町】 ・ゆめタウン光の森【菊陽町】 ・イオンモール熊本【嘉島町】
道の駅	宇土市（1） 宇城市（2） 阿蘇市（2） 美里町（1） 大津町（1） 南阿蘇村（1） 山都町（3）
主な工業団地	・今藤工業団地 ・城南工業団地 ・食品工業団地「フードパル熊本」 ・緑川工業団地【宇土市】 ・花園工業団地【宇土市】 ・セミコンテクノパーク【合志市・菊陽町】 ・原水工業団地【菊陽町】 ・熊本中核工業団地【大津町】 ・室工業団地【大津町】 ・大津南部工業団地【大津町】 ・熊本南工業団地【嘉島町】 ・鳥子工業団地【西原村】 ・小森工業団地【西原村】 ・白岩産業団地【御船町】 ・熊本テクノリサーチパーク【益城町】 ・くまもと臨空テクノパーク【益城町】

金融機関	・ 肥後銀行 ・ 熊本銀行 ・ 熊本信用金庫 ・ 熊本第一信用金庫 ・ 熊本中央信用金庫 ・ 熊本県医師信用組合 ・ 熊本県信用組合
------	--

カ 観光・文化施設

(ア) 主な観光施設等

施設名
・ 熊本城 ・ 桜の馬場 城彩苑 ・ 旧細川刑部邸 ・ 夏目漱石内坪井旧居 ・ 水前寺成趣園 ・ 横井小楠記念館（四時軒） ・ 田原坂公園 ・ 御輿来海岸【宇土市】 ・ 三角西港【宇城市】 ・ 阿蘇山【阿蘇市】 ・ 弁天山公園【合志市】 ・ 日本一の石段【美里町】 ・ 吉次峠【玉東町】 ・ 岩戸溪谷【大津町】 ・ 鼻ぐり井手【菊陽町】 ・ 高森湧水トンネル公園【高森町】 ・ 俵山【西原村】 ・ 白川水源【南阿蘇村】 ・ 吉無田高原・緑の村【御船町】 ・ 浮島周辺水辺公園【嘉島町】 ・ 四賢婦人記念館【益城町】 ・ やな場【甲佐町】 ・ 通潤橋【山都町】

(イ) 主な博物館、資料館等

施設名
・ 熊本県立美術館 ・ 熊本県伝統工芸館 ・ 熊本博物館

・ 熊本市現代美術館 ・ 不知火美術館【宇城市】 ・ 阿蘇火山博物館【阿蘇市】 ・ 古代の郷美術館【阿蘇市】 ・ 阿蘇白水郷美術館【南阿蘇村】 ・ 御船町恐竜博物館【御船町】 ・ 通潤橋史料館【山都町】

(ウ) 主要コンベンション施設（収容数 1,000 人以上）

施設名
・ 熊本県立劇場コンサートホール（1,810 席） ・ 熊本県立劇場演劇ホール（1,172 席） ・ 熊本市民会館（1,591 席） ・ グランメッセ熊本（1,318 席）【益城町】

(エ) 図書館

市町村	公共図書館 （箇所）	公民館 図書室等数 （箇所）	蔵書冊数 （冊）	貸出数 （冊）
熊本市	4	17	1,471,323	2,998,875
宇土市	1	-	87,439	81,685
宇城市	5	-	281,317	334,069
阿蘇市	2	1	140,348	148,323
合志市	3	-	316,845	565,208
美里町	-	2	16,914	5,418
玉東町	-	1	12,588	4,090
大津町	1	-	158,070	272,605
菊陽町	1	-	149,561	238,914
高森町	-	1	4,800	-
西原村	-	1	11,763	12,594
南阿蘇村	-	1	8,539	3,518
御船町	1	-	17,695	12,083
嘉島町	-	1	10,920	10,663
益城町	1	-	111,687	199,659
甲佐町	-	1	29,709	15,637
山都町	3	-	87,492	52,331

資料：平成 26 年度市町村読書関係実態調査より

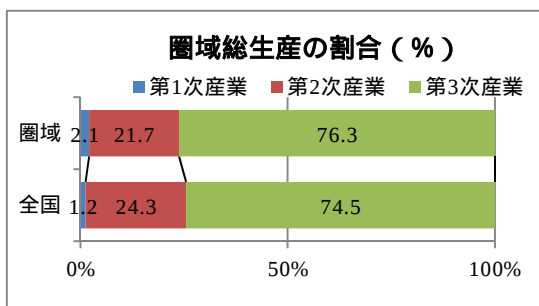
宇城市の公共図書館の数は、平成 27 年 11 月 1 日より「5」から「4」へ変更

(7) 産業の状況

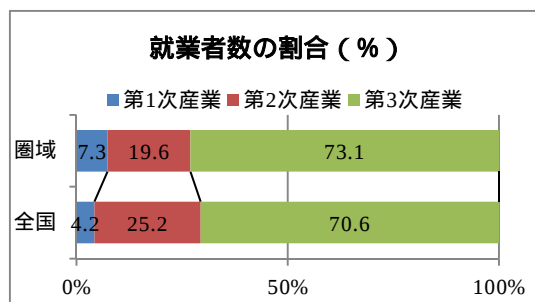
ア 全体

[概況]

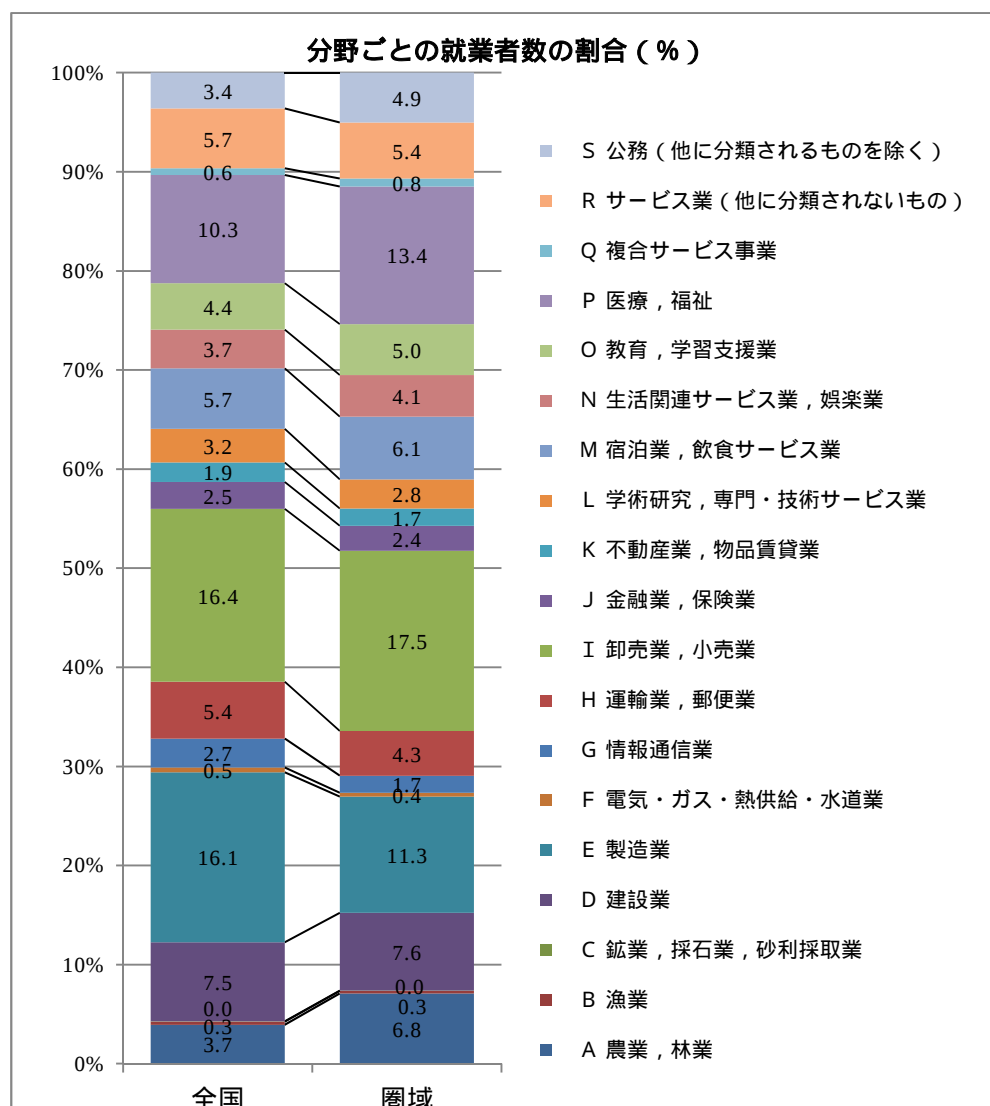
圏域の産業については、各市町村による特徴はあるものの、熊本県全体において豊かな自然環境を生かした農業をはじめとした第1次産業のウエイトが高いことが特徴である。製造業等の第2次産業については、全国平均に比べ総生産額及び就業者数の割合は少ない一方、歴史的に官公庁が多くあることも関連してサービス業等の第3次産業の割合が高くなっている。



資料：平成24年度熊本県市町村所得推計のデータを基に作成



資料：平成22年国勢調査のデータを基に作成



資料：平成22年国勢調査のデータを基に作成

イ 第1次産業

[概況]

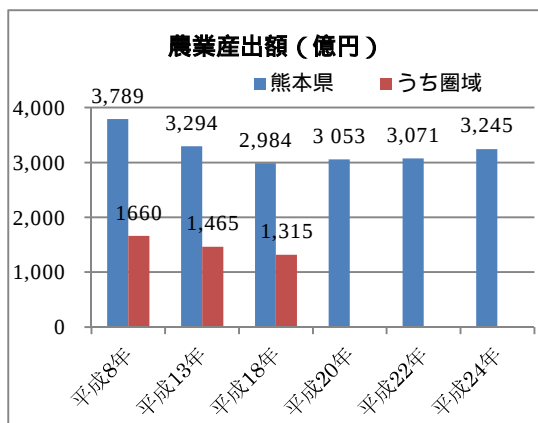
圏域は、温暖な気候に加え、火山灰の肥沃な土壌を生かした野菜や果樹栽培が盛んであるほか、白川等の一級河川や豊富な地下水の水資源にも恵まれ、地下米に代表される水田耕作も行われている。

また、阿蘇や熊本東部においては酪農や肉牛等の畜産業、有明海沿岸では海苔の養殖等の漁業、山間部では林業と、自然を生かした第1次産業の多様な姿が特徴的である。

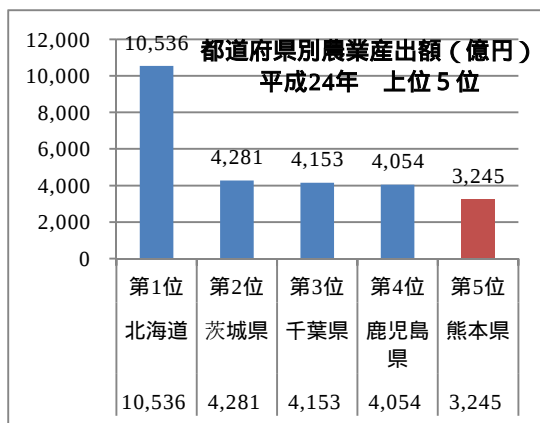
特に、農業は圏域を含む熊本県の主要産業であり、県の農業産出額は全国第5位を誇り、圏域外からの収入獲得にも貢献している。

これらの背景には、九州農政局はもとより、九州沖縄農業研究センター、熊本県農業研究センターなどの農業関係の研究機関が立地し、地域と連携した研究が行われ、第1次産業を技術面で支えていることも大きく関わっている。

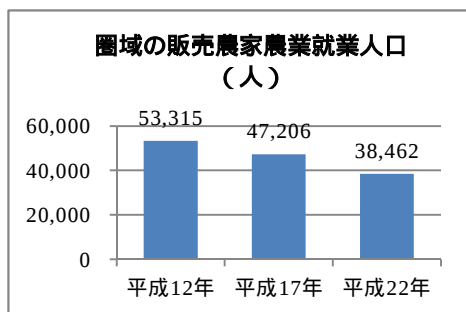
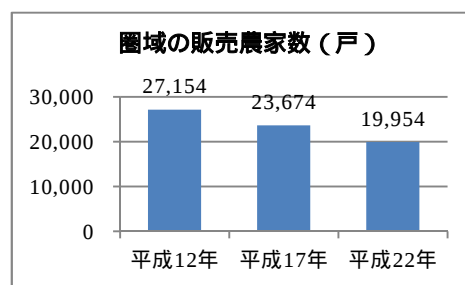
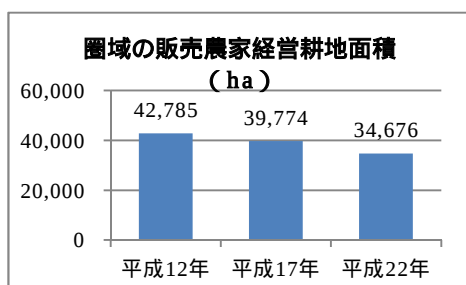
そうした中、TPPへの参加や農業の担い手の減少等農業を取り巻く厳しい環境への対応が求められており、経営の大規模化や認定農業者の増加も認められる状況にある。



資料：生産農業所得統計のデータを基に作成（平成18年後は市町村別の調査データなし）



資料：生産農業所得統計のデータを基に作成



資料：（世界）農林業センサスのデータを基に作成

ウ 第2次産業

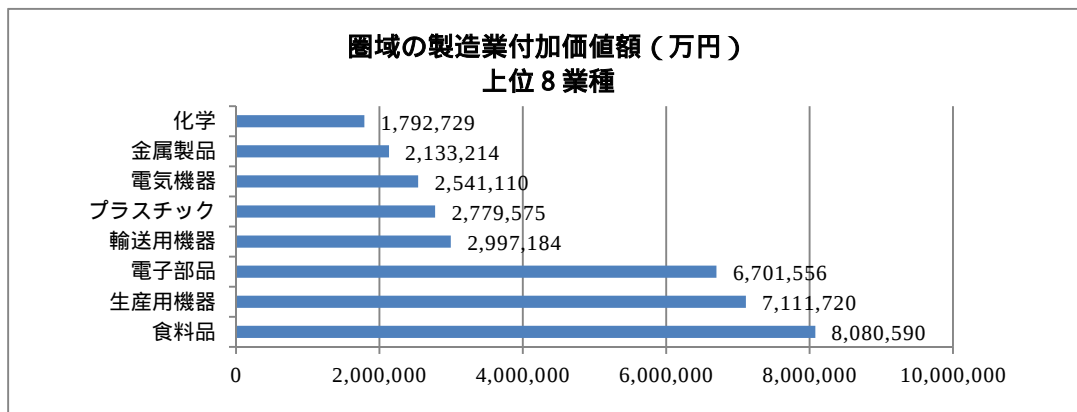
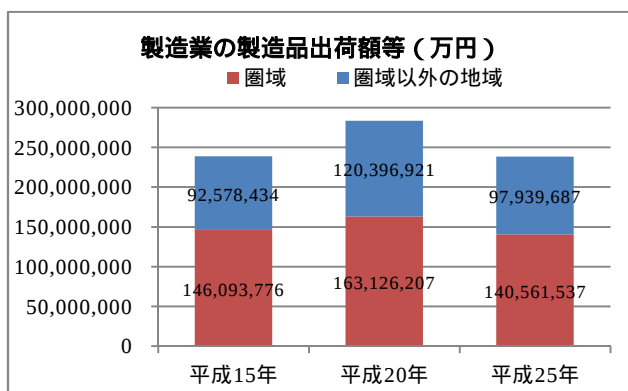
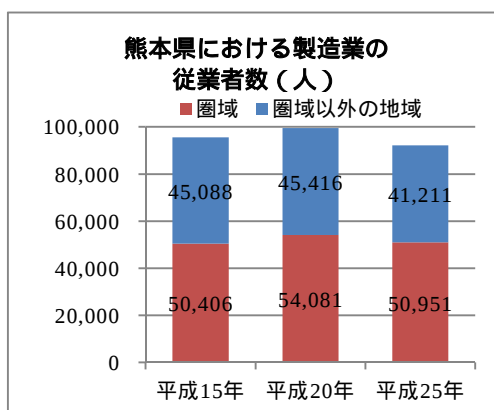
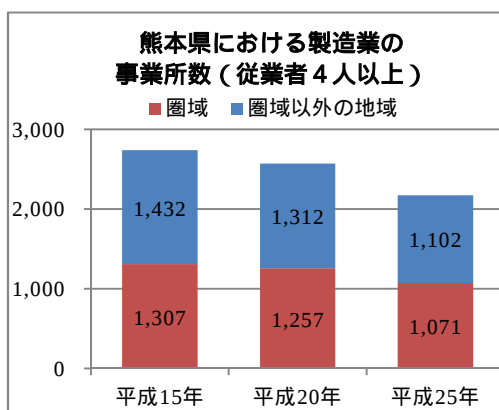
〔概況〕

製造業の分野では、平成15年と比べ、事業所数は減少しているものの、従業者数及び製造品出荷額等はそれほどの変化は見られない。

特徴としては、圏域の豊富な農畜産物を利用した加工食品の製造が際立っているところである。

また、熊本テクノリサーチパークやセミコンテックパークなどに集積する半導体関連企業や、国際的な自動二輪メーカーの海外工場に技術を提供するマザー工場のほか、国内有数のバイオ関連企業が多数立地し、国際的競争力の高い企業が集積している。

さらには、工作機械等の生産用機器関連企業の経済活動も盛んである。



資料：熊本県工業統計のデータを基に作成。ただし、非公表の部分があるため、数値は公表分の合計

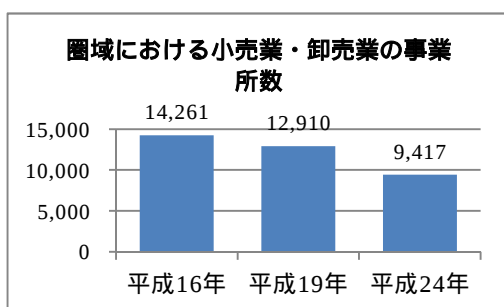
エ 第3次産業

〔概況〕

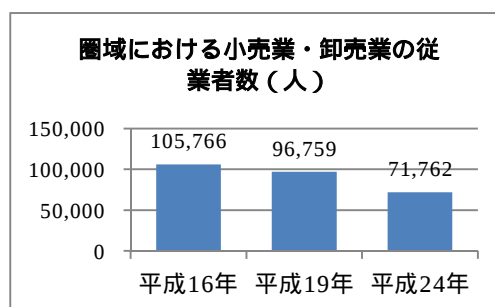
卸売・小売業については、就業者数の割合が全国平均よりも高いものの、近年、事業所数、従業者数及び年間商品販売額ともに減少している。

サービス業については、熊本市を中心に医療施設や福祉施設が充実していることから、それらの分野のウエイトが高く、今後の超高齢社会における対応が迫られる一方、医療、福祉等のサービス産業の成長も期待されるところである。

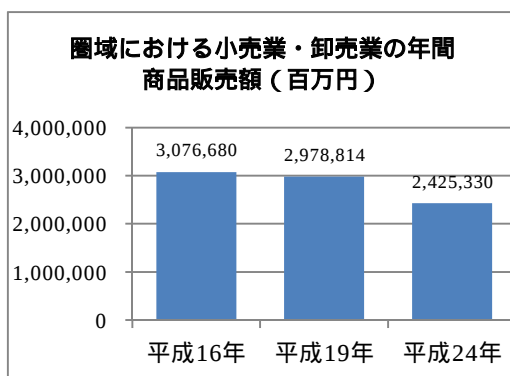
また、九州中央に位置する交流拠点地域として、宿泊業や飲食サービス業の観光関連産業の比率も高い。



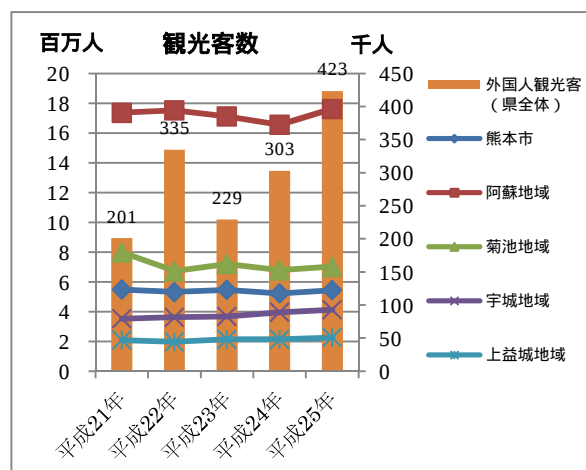
資料：経済センサス及び商業統計のデータを基に作成



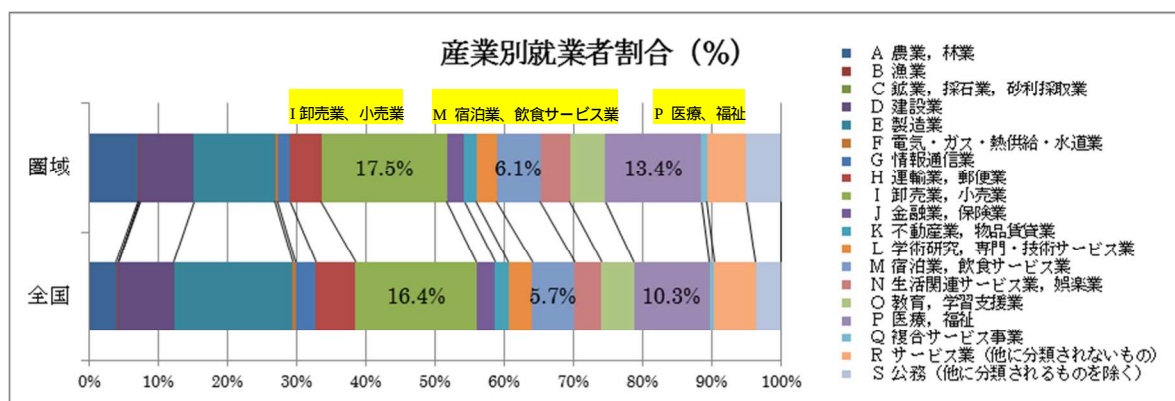
資料：経済センサス及び商業統計のデータを基に作成



資料：経済センサス及び商業統計のデータを基に作成



資料：熊本県観光統計表のデータを基に作成



資料：平成22年国勢調査のデータを基に作成

2 圏域の将来像

(1) 目指すべき圏域の姿

国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口によれば、熊本連携中枢都市圏における平成 22 年から平成 52 年までの 30 年間の人口推移は、全国平均 ▲16.2%、熊本県平均 ▲19.3%を若干上回っているものの、人口の減少傾向は続き、2040 年(平成 52 年)までには 100 万人を割り込み、高齢化率については、2025 年(平成 37 年)までに 30%を超えると見込まれている。

これは全国的な傾向であり、今後、わが国は、人口急減・超高齢社会に突入し、東京一極集中と出生率の低下が相まって「人口オーナス」が地方経済の活力に悪影響を与えることから、地方に産業や雇用の場を創出し、東京圏への若年層の流出を止めるとともに東京圏から地方へ人の流れを作ることが重要となる。

現在、熊本連携中枢都市圏は、人口 110 万人を擁し、九州の中央に位置する拠点地域であり、交通の要衝として、平成 23 年における九州新幹線の全線開業に続き、九州横断道路の整備も予定されている。そして、平成 24 年 4 月に政令指定都市に移行した熊本市を中心に都市機能が集積し、その近隣には、半導体関連メーカーをはじめ、自動車部品、自動二輪及びビールなどの工場・企業群が立地しているほか、ユネスコから世界遺産の認定を受けた明治日本の産業革命遺産の一つ「三角西港」、世界農業遺産や世界ジオパークの認定を受けた阿蘇地域など歴史・文化的な価値の高い観光資源に恵まれた圏域である。

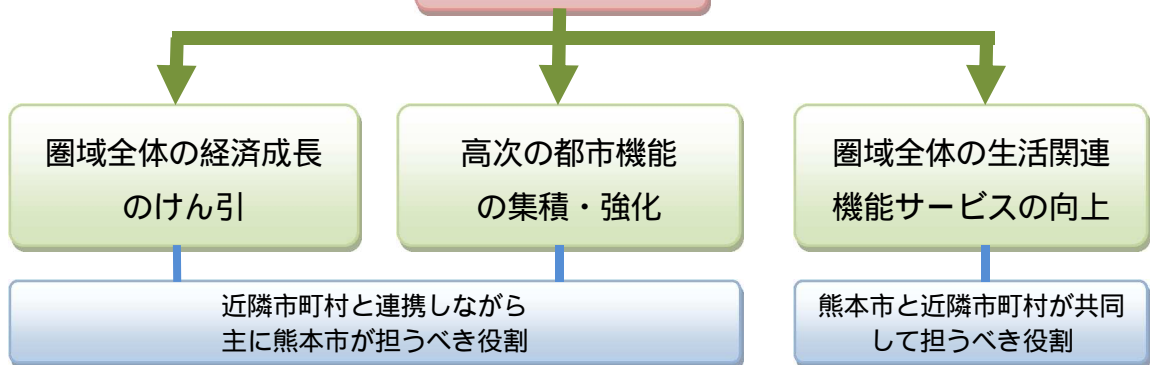
また、世界有数のカルデラを有する阿蘇山が育んだ清冽で豊かな地下水は、圏域住民の生活用水として安定的に供給されているほか、農業用水や工業用水としても利用されており、平成 25 年 3 月、熊本市の市域を越えた地下水保全対策の取組に対して「2013 国連“生命の水”最優秀賞」が授与され世界的に高い評価を受けるなど、自然環境にも恵まれ、生活の質の豊かさを享受することができる暮らしやすい圏域となっている。

このように私たちは、人々が集い、暮らしやすい圏域を将来にわたり持続的に継承し、東京一極集中に歯止めをかけていくために、圏域の市町村それぞれが自らの役割を認識し、連携しながら圏域の活力を維持し、住民の生活を支えていく取組を進め、一定の圏域人口を維持していく必要がある。このため、圏域の市町村は、その特長や強みを生かし、連携しながら「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に資する取組を積極的に推進するとともに、圏域としての総合力を発揮するため、17 市町村それぞれの個性と特性に磨きをかけ、魅力を高め、ひとつとなって大きな力となり、九州中央の交流拠点を目指していく。

目指す圏域の姿

圏域市町村がそれぞれの個性と特性に磨きをかけ、魅力を高め、
ひとつとなって大きな力となり、九州中央の交流拠点を目指していく。

取組の方向性



(2) 目指すべき圏域人口

連携中枢都市圏構想の目的は、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することである。将来目指すべき圏域人口については、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」（出生中位・死亡中位仮定）を基に、今後の取組の効果を勘案して次のとおり設定する。



第3章 連携協約に基づき推進する具体的取組

前章による圏域人口の目標を達成するため、基本方針のもと、次の3つの分野ごとに、具体的事業を展開するとともに、成果指標を設定し、効果を検証していくこととする。

1 圏域全体の経済成長のけん引

(1) 取組の方向性

熊本県に所在する約76,000の事業所のうち、圏域には約45,000の事業所が所在している。中でも熊本市には、圏域の事業所の約7割が集中し、近隣市町村から約4万人が通勤している一方、近隣市町村には、熊本市から約3万人が通勤しており、圏域全体で一つの経済圏が形成されている。

連携中枢都市である熊本市は、圏域全体の経済成長をけん引する役割を担っており、主として熊本市が実施する事業について、近隣市町村と連携しながら、その効果が圏域全体に及ぶよう効果的に展開していく。

	項目	内容
	リーディング産業の育成	圏域には、熊本大学をはじめ多くの高等教育機関が集積しているほか、起業や新製品開発のための支援機関も多く存在する。産学官民の連携を強化し、圏域の産業の特性も踏まえつつ、熊本発の新技术や高付加価値商品の創出を下支えすることにより、圏域企業の技術力と経営力を向上させ経営基盤の安定化を図るとともに、新事業への進出を支援しリーディング産業の育成を図っていく。
	6次産業化及び農商工連携の推進	圏域は豊かな農水産物に恵まれており、そのような地域資源を生かした第1次産業や第2次産業が盛んである。その特性を更に磨き、新たな農水産物やその加工品を開発するとともに、熊本産ブランドを確立させ、国内外への販路を拡大する、いわゆる6次産業化・農商工連携を推進することが圏域にとって有効である。
	物流機能の強化	圏域は、九州中央に位置する地理的優位性を有し、東アジア市場を見据えた物流拠点として、県とも連携しながら物流機能の強化に取り組んでいく。

(2) 成果指標

圏域の一人当たりの市町村民所得（熊本県が作成した市町村民所得推計の「市町村民所得」をいう。）

圏域の農業産出額

圏域の製造業付加価値額

(3) 具体的取組

リーディング産業の育成

[連携協約]

取 組 内 容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
近隣市町村の 役 割	産学金官民の連携による新事業の創出に熊本市と連携して取り組む。

[成果指標]

- ・ 産学連携事業参加者数 / セミナー等参加者数 / 事業化成功数

[具体的取組]

ア 産学連携支援事業

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	圏域等の事業者を対象に産学連携による新事業の創出を支援するため、産学連携コーディネータを配置し、日常的な産学連携ニーズ等に対応するとともに、大学教授等の研究シーズを地場企業の方々が学び、事業化の契機としてもらう「小規模マッチング会」を開催する。								
関係市町村の役割分担	< 熊本市 > 小規模マッチング会を実施する。 < 近隣市町村 > 小規模マッチング会について、関係企業等への周知等を行う。								
費用負担	小規模マッチング会の開催に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	
	小規模マッチング会の実施								➡
事業費見込額 (千 円)	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	合計			
国・県補助制度等									
効果	産学連携のマッチングを通して、圏域企業による新事業の創出を促進する。								

イ 医療・介護・健康サービス産業支援

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	熊本市、熊本県、熊本大学等関係団体が連携して創設した「くまもと医工連携推進ネットワーク」において、医療・介護現場の課題・ニーズと地場企業の技術シーズのマッチングを促進するため、圏域等の事業者を対象にセミナーや支援事業を行っていく。 [参考] 「くまもと医工連携推進ネットワーク」の事業 ・専門知識習得のためのセミナー等の開催 ・製品開発補助金及び試作品開発（事業可能性調査含む。）補助金の交付 ・専門家の派遣								
費用負担	「くまもと医工連携推進ネットワーク」への参画に要する費用は、熊本市が負担する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 「くまもと医工連携推進ネットワーク」へ負担金を支出し、その運営に当たる。 <近隣市町村> 「くまもと医工連携推進ネットワーク」の事業について、関係企業等への周知等を行う。								
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	負担金の支出								→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	医工連携支援事業を通して、圏域企業による新事業の創出を図る。								

ウ 技術力向上支援

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	熊本県域において産学官連携による新事業の創出を目的として活動している「RIST（くまもと技術革新・融合研究会）」及び「バイオテクノロジー研究推進会」の活動を支援する。また、圏域企業の技術力及び経営力を向上させ経営基盤の安定化を図るため、一般社団法人熊本県工業連合会へセミナーの開催を委託する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 「RIST（くまもと技術革新・融合研究会）」及び「バイオテクノロジー研究推進会」に負担金を支出する。 一般社団法人熊本県工業連合会にセミナー開催を委託する。 <近隣市町村> 各団体が実施する公開セミナー等について、関係企業等への周知等を行う。								
費用負担	「RIST（くまもと技術革新・融合研究会）」及び「バイオテクノロジー研究推進会」への参画及びセミナーの開催に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	負担金支出								→
	セミナー等の実施								→
事業費見込額 （千円）	H28	H29	H30		H31		H32		合計
国・県補助制度等									
効果	圏域企業がセミナー等の参加を通して、技術力と経営力を向上させ、経営基盤の安定化を図ることができる。								

エ 中小企業知的資産経営推進

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	圏域の中小企業を対象に、特許等の知的財産をはじめ、ブランド力、ノウハウ、ネットワーク等を含めた知的資産を活用した経営を推進し経営の安定及び製品・サービスの高付加価値化を図ることができるよう、それらの普及啓発を目的としたセミナーを開催する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 知的資産活用の普及啓発を目的としたセミナーを開催する。 <近隣市町村> 知的資産活用の普及啓発を目的としたセミナーの開催について、関係企業等への周知等を行う。								
費用負担									
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	セミナーの実施								→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	圏域企業がセミナーへの参加を通して、経営基盤の安定及び製品の高付加価値化を図ることができる。								

6 次産業化及び農商工連携の推進

[連携協約]

取 組 内 容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
近隣市町村の 役 割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に熊本市と連携して取り組む。

[成果指標]

- ・ 見本市、商談会等の出展企業の商談件数 / 海外進出件数 / くまもと農商工連携サイトの会員数 / 新商品開発助成金事業の採択件数

[具体的取組]

ア 農商工連携促進事業

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	圏域の農水産物を利用した 6 次産業化及び農商工連携による新商品開発に対して助成金を交付する。 [連携事項] ・ 熊本市の助成金事業の対象者について対象とする農水産物の範囲を圏域産品まで拡大する。								
関係市町村の役割分担	< 熊本市 > 圏域の農水産物を利用した 6 次産業化又は農商工連携による新商品開発に対して助成金を交付する。 < 近隣市町村 > 新商品の素材として活用を図るため、地元の農水産物をアピールする。								
費用負担	助成金の交付に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
	新商品開発助成事業								
事業費見込額 (千 円)	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	合計			
国 ・ 県 補助制度等									
効果	圏域の農水産物を使用することにより、熊本市及び近隣市町村の農水産業の振興につながる。								

イ 販路拡大等支援事業

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	圏域の強みである農業及び食料品製造業における販路拡大及び農商工連携・6次産業化を促進するため、九州・沖縄各県から出展者を募集して商談会（九州食の展示商談会）を開催し、生産者及び事業者に対し、全国又は海外から招へいたバイヤーとの広域的な販路拡大の機会を提供する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 実行委員会を組織して九州食の展示商談会を開催する。 <近隣市町村> 九州食の展示商談会に関し出展者及び来場者の募集の周知を行う。								
費用負担	九州食の展示商談会の開催に要する費用は、熊本市が負担する。 九州食の展示商談会に出展するための費用は、関係市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	九州食の展示商談会の開催								
事業費見込額 （千円）	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	圏域内の事業者が商談会に出展することにより、商談の機会を生み出し、当該事業者の所得増加、当該市町村の農林水産業及び商工業の振興が期待できる。また、東アジア各国からバイヤーが集まる機会に圏域全体で連携しPRを図ることにより、圏域の魅力をより効果的に伝えることができる。								

ウ くまもと食の魅力発信プロジェクト推進事業

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	農産品の生産者又は食品関連事業者が、国内外のレストラン又は個人消費者と円滑な取引を行い、更なる地産地消及び農産物・食品の国内外への販路拡大を推進するため、圏域の農産品を紹介するサイト及び通販システムと連携した物流システムを組み合わせた新たな販売物流システムを構築する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 圏域市町村から農産品を紹介するサイトの会員を募集するとともに、販売物流システムのプロモーション、農産品の生産者等とレストラン等との取引のマッチング会等を開催する。 <近隣市町村> 農産品の生産者及び食品関連事業者の掘り起こしを行う。								
費用負担	販売物流システムの構築、マッチング会の開催等に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	大都市圏への販路拡大								→
	海外への販路開拓								→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	農産品を紹介するサイトを活用した商品のPR及び販売を行うことにより、当該農産品の生産者及び食品関連事業者(サイト会員)の事業拡大に寄与し、もって圏域の農林水産業及び商工業の振興につながる。								

エ 農水産物ブランド化推進事業

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	圏域内における農水産物の生産者や事業者等が、自ら無料でホームページを作成できるほか、自己の商品を販売することもできる「くまもと農商工連携サイト」を運営する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 圏域市町村から新規の「くまもと農商工連携サイト」会員を募集するとともに、会員の利用促進のため当該サイトの操作研修会及びネット販売研修会を実施する。 <近隣市町村> 「くまもと農商工連携サイト」の周知及び新規サイト会員の掘り起こしを行う。								
費用負担	「くまもと農商工連携サイト」の運営に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	新規サイト会員募集								→
	サイト操作研修								→
	ネット販売研修								→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	「くまもと農商工連携サイト」を活用した商品のPR及び販売を行うことにより、当該事業者(サイト会員)の事業拡大に寄与し、もって圏域の農林水産業及び商工業の振興につながる。また、サイト会員同士の交流から連携商品が生まれることも期待できる。								

オ 東アジア経済交流戦略

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	農水産物等の海外販路拡大を支援するため、東アジアにおける見本市の出展及び商談会の開催並びに海外バイヤーの招へい及び輸出アドバイザーによる輸出支援を行う。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 東アジアにおける見本市の出展及び商談会の開催並びに海外バイヤーの招へい及び輸出アドバイザーによる輸出支援を行う。 <近隣市町村> 見本市及び商談会の出展者募集の周知を行う。								
費用負担	見本市の出展、商談会の開催、海外バイヤーの招へい及び輸出アドバイザーの設置に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	東アジア各都市での商談会等開催								→
	各種セミナー等の開催								→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	圏域内の事業者が商談会に出展することにより、商談の機会を生み出し、当該事業者の所得増加、圏域市町村の農林水産業、商工業の振興が期待できる。また、全国からバイヤーが集まる機会に圏域全体で連携しPRを図ることにより、圏域の魅力をより効果的に伝えることができる。								

物流機能の強化

[連携協約]

取 組 内 容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
近 隣 市 町 村 の 役 割	熊本港の利用促進に熊本市と連携して取り組む。

[成果指標]

- ・熊本港コンテナ取扱量

[具体的取組]

ア 熊本港利用促進

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	熊本港の利用促進に伴う圏域企業の事業推進を図るため、熊本県と連携し、熊本港のPRを積極的に行うとともに、荷主企業への助成、船主に対する航路の新規開拓、増便の働きかけ等を行う。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 荷主企業への訪問、補助制度の案内等を行う。 <近隣市町村> 荷主企業となりうる企業の情報提供、訪問への同行等を行う。								
費用負担	熊本港の利用促進に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	
	熊本港国際コンテナ物流促進事業								→
	助成金の交付								→
	熊本港利用促進の呼びかけ								→
	熊本港基盤整備の要望								→
事業費見込額 (千 円)	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	合計			
国・県補助制度等									
効果	九州北部の主要港から熊本港へ利用がシフトされることにより、荷主企業の陸送費の軽減及びCO2排出量の削減が実現できる。また、コンテナ取扱量の増加に伴う航路増便及び新規航路開拓の実現により、更なる熊本港の利用促進及び企業の進出が期待できる。								

2 高次の都市機能の集積・強化

(1) 取組の方向性

圏域は、九州中央に位置する拠点地域として、都市機能の充実を図り、圏域外から人々が集まる魅力的な圏域を形成することが重要であり、主として連携中枢都市である熊本市が県や近隣市町村とも連携しながら、その取組を推進していく。

項目	内容
高度な医療サービスの提供	熊本市には、高度医療技術を有する医療機関が数多く存在し、圏域はもとより県全体の住民の利用に供されている。熊本市においては、熊本市民病院が総合周産期母子医療センターや地域がん診療連携拠点病院として高度医療を提供するとともに、関係医療機関の連携体制を整備し、圏域住民が安心して生活しやすい環境づくりを行っていく。
中心拠点施設の整備	九州中央に位置する地理的優位性を生かして、交流人口を増やし、熊本の拠点性を高めるためには、熊本城一帯から熊本駅周辺にかけての中心市街地の活性化は急務であり、桜町花畑地区の再開発を始めとした110万圏域人口にふさわしい魅力的な拠点施設の整備に努めていく。
高等教育等の環境整備	圏域には高等教育機関が多数存在しており、圏域の発展や将来を担う人材の育成についてはポテンシャルの高さが期待される場所である。行政としてもこれらの高等教育機関と連携し、地域の課題を解決する中で、郷土を支えていく人材を育てるとともに、国内外からより多くのより高い資質を持った学生を惹きつけるための仕組みづくりを行っていく。

(2) 成果指標

中心市街地の歩行者・自転車通行量

JR主要駅及びバスの利用者数

大学生（留学生を含む）の地元就職率

(3) 具体的取組

高度な医療サービスの提供

[連携協約]

取 組 内 容	圏域の高度医療を支えるため、周産期医療体制の充実その他の事業に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療を支える事業を実施する。
近 隣 市 町 村 の 役 割	高度医療を支える取組を熊本市と連携して推進する。

[成果指標]

- ・周産期死亡率の低下 / がん相談件数

[具体的取組]

ア 熊本市市民病院における総合周産期母子医療センター

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	熊本市市民病院は、熊本大学医学部附属病院と連携して、リスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センターを運営し、県内の各周産期医療機関から迅速な搬送体制等による連携を図る。								
関係市町村 の役割分担	<熊本市> 総合周産期母子医療センターを運営する。 <近隣市町村> 総合周産期母子医療センターの周知に協力する。								
費用負担	総合周産期母子医療センターの運営に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
	総合周産期母子医療センターを運営								
事業費見込額 (千 円)	H 28	H 29	H 30	H 31		H 32		合計	
国 ・ 県 補助制度等									
効 果	総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊産婦の妊娠・分娩管理及びリスクの高い新生児の集中治療管理等の周産期医療を提供することにより、安心して子どもを産み、健やかに育てる環境づくりに寄与することができる。								

イ がんサポートセンター

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	熊本市がんサポートセンターにおいて、熊本市内のがん診療連携拠点病院で実施されているがん診療に関する情報をとりまとめて患者にわかりやすく情報提供するとともに、圏域に居住する患者やその家族の支援を目的として、がんに関する相談を実施する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 「熊本市がんサポートセンター」を運営する。なお、相談等の支援対象を圏域住民に拡大するために、「がんサポートセンター」の情報提供や相談業務を充実させる。 <近隣市町村> 住民に「熊本市がんサポートセンター」の相談事業の周知を行う。								
費用負担	「熊本市がんサポートセンター」の運営に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
	がんサポートセンターの充実								→
	がんサポートセンターの周知								→
	がんサポートセンターの対象拡大								→
事業費見込額 (千 円)	H 28	H 29	H 30	H 31		H 32		合計	
国 ・ 県 補助制度等									
効 果	熊本県内に 19 箇所ある国又は県が指定した「がん診療連携拠点病院」のうち、9 ヶ所は熊本市内に存在する。現在も近隣市町村のがん患者の多くは、熊本市内の医療機関で治療を受けている。そこで、近隣市町村の住民に対しても、市内のがん診療に関する医療情報を提供し、様々な不安や疑問に対する相談体制を充実させることは、圏域全体の患者やその家族の生活の質の向上に寄与できる。								

中心拠点施設の整備

[連携協約]

取 組 内 容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
近隣市町村の 役 割	都市機能の活用を熊本市と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。

[成果指標]

- ・ 中心市街地における歩行者通行量 / マイス誘致件数

[具体的取組]

ア 桜町地区再開発事業

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	桜町地区の老朽化したバスターミナルを建替えるとともに、商業、観光、文化、医療、居住等の複合的な機能を持つ施設を整備する再開発事業者に対して支援を行い、都市機能の更新を図る。併せて、コンサートホールやイベントホール等の交流施設（（仮称）熊本城ホール）を整備し、人・モノ・情報の交流拠点を形成する。								
関係市町村の役割分担	< 熊本市 > 再開発事業者に対して助成金を交付する。 交流施設である（仮称）熊本城ホールを整備する。 < 近隣市町村 > 熊本市と連携しながら、その都市機能を活用して地域の活性化につなげていく。								
費用負担	助成金の交付及び施設の整備に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
	解体・建築工事等								
事業費見込額 （千円）	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	合計			
国・県補助制度等									
効果	桜町地区の再開発事業において、広域バスターミナルや商業施設等の機能更新を行うことにより、利用者の利便性向上につなげるほか、交流人口の増加により、地域経済の活性化につなげる。								

イ 桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	桜町・花畑周辺地区一帯を熊本城と中心市街地を“つなぐ”空間として、賑わいと潤いに満ちた上質な都市空間を形成するため、花畑地区を広場として整備するとともに、桜町地区と花畑地区の間をシンボルプロムナードとして歩行者専用の空間として整備を行い、同地区のコンセプトである「熊本城と“庭つづき”まちの大広間」の実現を目指す。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> （仮称）花畑広場及びシンボルプロムナード等を整備する。 <近隣市町村> 熊本市と連携しながら、その都市機能を活用して地域の活性化につなげる。								
費用負担	（仮称）花畑広場及びシンボルプロムナード等の整備に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	基本設計			→					
	実施設計				→				
	広場整備					→			
事業費見込額 （千円）	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	本市のシンボルである熊本城と中心市街地を“つなぐ”空間として、中心市街地における回遊性を高め、上質な都市空間を形成することにより、交流人口の増加に寄与できる。								

ウ 熊本駅白川口（東口）駅前広場整備事業

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	平成 30 年度の JR 鹿児島本線等連続立体交差事業の完成に合わせ、熊本駅白川口駅前広場の整備を行う。								
関係市町村 の役割分担	<熊本市> 熊本駅白川口駅前広場の整備を行う。 <近隣市町村> 住民に対して情報提供を行う。								
費用負担	熊本駅白川口駅前広場の整備に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	実施設計								
	用地協議								
	広場の整備								
事業費見込額 (千 円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国 ・ 県 補助制度等									
効 果	熊本駅白川口駅前広場整備に合わせ、公共交通の結節機能強化を図ることにより、近隣市町村とのアクセスの向上が図られる。								

高等教育等の環境整備

[連携協約]

取 組 内 容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
近隣市町村の 役 割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

[成果指標]

- ・留学生の数

[具体的取組]

ア 大学コンソーシアム関連事業

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	地域社会の教育・文化の向上・発展に貢献するとともに熊本の教育環境の向上に寄与することを目的に設立された一般社団法人大学コンソーシアム熊本の正会員となり、その活動を積極的に支援することにより、国内外から多くのより高い資質を持った学生を惹きつけるための仕組みづくりを行う。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 「一般社団法人 大学コンソーシアム熊本」の正会員としてその事業に参画する。 <近隣市町村> 「一般社団法人 大学コンソーシアム熊本」を活用して課題の解決に努める。								
費用負担	「一般社団法人 大学コンソーシアム熊本」の参画に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	
	「一般社団法人 大学コンソーシアム熊本」への参画（負担金）								
事業費見込額 （ 千 円 ）	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	合計			
国 ・ 県 補助制度等									
効果	高等教育機関の教育・研究の充実を図ることにより、学生の地域課題への関与を促し、熊本における人材の育成を図ることができる。								

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 取組の方向性

圏域市町村が有する生活関連機能サービスについて相互補完的に圏域住民に提供し、また、圏域の課題について共同で課題の解決を図ることにより、圏域全体の生活関連機能を向上させていく。

	項目	内容
生活機能の強化に係る政策分野		
	地域医療の充実	熊本中央救急医療圏における病院群輪番制による二次救急医療を実施するほか、自治体病院の連携を図る等医療提携体制を構築することにより、圏域市町村の住民の医療における安全安心を確保する。また、高齢社会に対応するため、在宅医療の推進について圏域全体で住民の正しい理解を深め、地域包括ケアシステムの構築を図っていく。
	子育て支援の充実	圏域内の利用者に対する子育て支援の充実を図るため、子育て支援拠点施設及び病児・病後児保育施設の広域利用を進めていく。
	障がい者及び高齢者への支援	障がい者虐待の通報に関する相談について、圏域市町村において効率的な受付体制を構築する。また、高齢者や障がい者の増加に伴い、市民後見人の養成に係る事業や福祉有償運送事業に圏域全体で取り組んでいく。
	DV被害者への支援等	熊本市が実施するDVに関する相談窓口について近隣市町村の住民が利用できるようにする。
	公共施設の広域利用	公共施設の共同利用等を推進することにより、圏域住民の利便性の向上及び効率的な公共施設の整備を図っていく。
	文化事業等の連携促進	文化事業を連携して行うことにより充実した事業展開を図り、圏域全体で文化の向上に努めるとともに、郷土の文化を発信していく。
	消費者の保護	消費者相談窓口の広域化を図り、圏域のどこに住んでいても消費者問題に関する相談・救済を受けることができる体制を整備していく。
	空家等都市空間に関する課題への対応	空家や老朽家屋の増加等都市空間に関する課題について、土地利用やまちづくりの観点も含めて、地域の実情に応じた解決策を検討していく。
	企業誘致の促進	圏域市町村が協力して企業誘致を進め、魅力的な圏域をアピールすることにより、効果的な誘致活動を展開していく。
	新規就農者への支援	新規就農者への研修等を共同で行うことにより圏域全体で地域農業の担い手の育成及び確保を図っていく。
	観光の振興	圏域には、熊本城、阿蘇山、三角西港等の観光資源が点在しており、これらを生かした国内外からの観光客の誘致に取り組んでいく。
	災害等への対応	災害に対する広域的な避難及び支援の体制を整備することにより、圏域住民の安全の確保及び迅速な災害復旧を図る。また、消防力の強化及び環境に対応した消防体制の整備を図るため、常備消防の広域化に取り組んでいく。

	環境の保全	地下水の保全や地球温暖化対策について、その効果を高めるため、圏域で協力して取り組んでいく。
	生活基盤の整備	隣接市町村においては公共下水道を相互に利用させ、効率的な整備を図っていく。
結びつきやネットワークの強化に係る政策分野		
	持続可能な地域公共交通網の形成	人口減少・少子高齢社会が進展する中、公共交通が地域活性化等に果たす役割が改めて重要となってくことに鑑み、将来に亘って持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、都市圏域の総合地域核である熊本市と熊本市域内及び近隣市町村等の地域拠点を結ぶ基幹公共交通の機能強化を図るとともに、各地域拠点と生活拠点を分かり易いバス路線や多様な交通手段等による形成を進めていく。
	ICTを活用した広域的な情報発信	圏域の魅力を一体となって発信し交流人口の増加等による地域の活性化を図るとともに、災害情報を効果的に伝達し住民の被害を食い止めるため、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組んでいく。
	広域的道路網の整備	広域的な道路交通網を整備することにより、圏域外からの交通アクセスの向上及びそれに伴う交流人口の増加並びに圏域内における市街地等への円滑なアクセスを図るため、圏域市町村が協力し、国に対して広域的道路網の整備を要請していく。
	地産地消の推進	圏域産の消費拡大及び食の安全安心を確保するため、消費者と生産者との距離を無くし「顔の見える」関係づくりを進めることにより相互の信頼関係を構築し、消費者の理解促進を図っていく。また、様々な機会を捉えて地産地消を推進していく。
	都市と農村の交流の促進	農村地域の活性化を図るため、遊休農地を活用する等して農作業体験や宿泊体験の自然体験型交流事業を実施することにより、圏域住民と農村地域との交流を図っていく
	移住・定住の促進	人口減少が進む中、若い世代を中心とする地方から大都市圏への人口流出に歯止めをかけるため、雇用のミスマッチの防止等雇用の拡大に向けて取り組んでいく。
圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野		
21	人材の育成	圏域全体を見渡せる客観的で幅広い視野を持ち、熊本市及び近隣市町村が抱える行政課題に対応できる人材を育成するため、人事交流等や共同研修を行っていく。
22	機関等の共同設置	行政運営の効率化を図るため、事務処理を共同で行う体制を整備していく。

(2) 成果指標

社会動態における転入者数
 圏域住民の生活満足度
 U I J ターン就職者数
 女性の就職率

(3) 具体的取組

地域医療の充実

[連携協約]

A 生活機能の強化に係る政策分野【地域医療】

取 組 内 容	人口減少・少子高齢社会における医療提供体制を構築し、地域医療の充実に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
近 隣 市 町 村 の 役 割	熊本市と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。

[成果指標]

- ・他の市町村の住民の講演会参加者数

[具体的取組]

ア 在宅医療に関する講演会等への圏域住民の参加

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○		○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
		○		○	○	○	○		
事業内容	在宅医療の啓発に関する講演会等を開催するとともに、開催に当たっては他の市町村の住民の参加について周知する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 在宅医療の推進に関する講演会等を開催する。 関係市町村が開催する在宅医療の啓発に関する講演会等の周知を行う。 <近隣市町村> 在宅医療の推進に関する講演会等を開催する。 関係市町村が開催する在宅医療の啓発に関する講演会等の周知を行う。								
費用負担	講演会等の開催及びその周知に要する費用は、当該開催し及び周知する市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
	各市町村における講演会等の実施								→
	講演会等の開催に関する広報								→
事業費見込額 (千 円)	H 28	H 29	H 30		H 31		H 32		合計
国・県補助制度等									
効果	圏域全体で啓発事業を実施することにより、在宅医療が推進される。								

イ 二次救急医療体制の充実

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○			○			
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
		○		○	○	○	○		
事業内容	県央における二次救急医療体制については、熊本中央救急医療圏において構成市町村及び関係病院が共同して病院群輪番制を実施する。また、消防圏域との整合等地域の実情に応じた救急医療圏域の調整について県と協議しながら検討する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 熊本市域の医療機関と調整を行い、熊本中央救急医療圏における輪番制病院を確保する。 地域の実情に応じた救急医療圏域の設定について県及び関係市町村と協議しながら検討する。 <近隣市町村> 熊本市と連携して熊本中央救急医療圏における二次救急医療体制を確保する。 地域の実情に応じた救急医療圏域の設定について県及び関係市町村と協議しながら検討する。								
費用負担	病院群輪番制に要する費用は、「熊本中央地域二次救急医療圏における病院群輪番制病院運営事業の負担金に関する協定書」に基づき、関係市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	二次救急医療の推進								→
	熊本県との協議・調整								→
事業費見込額 （千円）	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	熊本中央救急医療圏において構成市町村及び関係病院が共同して、病院群輪番制による二次救急医療を実施することにより、関係市町村の住民の安全・安心を確保することができる。								

ウ 医療機関の情報共有・相互連携

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○		○	○					
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
								○	
事業内容	自治体病院の課題等について意見交換又は情報共有を行いながらネットワークを強化する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 連絡会議等を開催し、関係市町村において意見交換又は情報共有を行っていく。 <近隣市町村> 連絡会議等に参加し、関係市町村において意見交換又は情報共有を行っていく。								
費用負担									
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	意見交換又は情報共有								→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	圏域の自治体病院のネットワーク化を図ることにより、各自治体病院における持続可能な病院経営の検討に役立ち、もって地域医療の推進に貢献することができる。								

子育て支援の充実

[連携協約]

A 生活機能の強化に係る政策分野【福祉】

取 組 内 容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
近 隣 市 町 村 の 役 割	熊本市と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。

[成果指標]

- ・相互利用の利用者

[具体的取組]

ア 地域子育て支援拠点施設における圏域住民の利用

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○		○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○			○	○			
事業内容	熊本市立現代美術館内にある「街なか子育てひろば」において、圏域住民に対し、子どもと遊ぶ場を提供するとともに、子育て相談、講座等のイベントを実施する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 「街なか子育てひろば」において、子育ての支援に関するサービスを提供するとともに、近隣市町村の住民の利用についてホームページ、チラシ等による広報を行う。 <近隣市町村> 熊本市の「街なか子育てひろば」の利用について、住民への周知を行う。								
費用負担	「街なか子育てひろば」の運営に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	利用の実施								→
	利用に関する広報								→
事業費見込額 (千 円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	子どもたちにとっては、幼少期からアートに触れながら、豊かな感性を育むことができる。また、「街なか子育てひろば」を訪れた親子が、そのまま美術館に立ち寄ることにより、現代美術館の新規利用者の増加にもつながる。さらに、中心市街地に立地しているため、父親の利用も多く、母親の育児負担の軽減にもつながる。								

イ 病児・病後児保育における圏域住民の利用

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○		○		○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○			○				
事業内容	病児・病後児保育事業について、圏域市町村に存する施設において熊本市と近隣市町村の住民が相互に利用できるようにする。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 病児・病後児保育事業について近隣市町村の住民も対象として実施する。 <近隣市町村> 病児・病後児保育事業を実施している市町村にあっては、熊本市の住民も対象として実施する。								
費用負担	他市町村の施設の利用に要する費用は、当該事業の利用を受けた住民の属する市町村が、当該事業を提供した市町村に対し、利用人数に応じた基本的費用及び利用児童1人1日当たりの加算費用を合計した金額を支払うものとする。 事業の周知に要する費用は、圏域市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	広域利用の実施								→
	利用に関する広報								→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	通勤の利便性等居住する市町村外での利用ニーズに対応することが可能となり生活機能の強化につながる。								

障がい者及び高齢者への支援

[連携協約]

A 生活機能の強化に係る政策分野【福祉】

取 組 内 容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、連携市町村全体の調整を行う。
近隣市町村の 役 割	熊本市と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。

[成果指標]

- ・ 障がい者虐待に関する通報等受付業務の共同委託による経費節減額 / 市民後見人養成講座の熊本市以外の住民の受講数 / 福祉有償運送における延べ輸送人員

[具体的取組]

ア 障がい者虐待に関する通報等受付業務の夜間・休日相談体制の共同委託

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○						○		
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○								
事業内容	障害者虐待に関する通報等について、休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制を整備するため、相談支援事業所への業務委託等、夜間・休日における通報等の受付体制のあり方を検討する。								
関係市町村の役割分担	< 熊本市 > 関係市町村において夜間・休日における障害者虐待に関する通報等の受付体制のあり方を検討する。 < 近隣市町村 > 関係市町村において夜間・休日における障害者虐待に関する通報等の受付体制のあり方を検討する。								
費用負担	受付体制の整備に要する費用負担は、受付体制のあり方を検討した上で、関係市町村で協議する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	受付体制のあり方の検討				→				
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31		H32		合計	
国・県補助制度等									
効果	障害者虐待に迅速かつ適切な受付体制を構築することにより、障がい児虐待を未然に防止し、障がい児の安全を確保することができる。								

イ 市民後見人養成講座への圏域住民の参加

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○		○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○			○				
事業内容	熊本市が開催する市民後見人を養成するための講座について、募集定員に空きが生じた場合は、近隣市町村の住民も受講することができる。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 市民後見人を養成するための講座を定期的を開催する。 市民後見人が活動する法人後見実施団体の支援を行う。 <近隣市町村> 熊本市が開催する市民後見人を養成するための講座の受講生を募集するほか、修了生の活用の場を検討する。								
費用負担	市民後見人を養成するための講座の開催に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	
	市民後見人養成講座の実施								→
事業費見込額 (千円)	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	合計			
国・県補助制度等									
効果	圏域全体で市民後見人の普及を図ることができる。								

ウ 福祉有償運送に係る運営協議会の開催

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○		○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
		○		○	○	○	○		
事業内容	福祉有償運送について、その必要性、旅客から収受する対価その他福祉有償運送を行うために必要となる事項を協議するとともに、移動制約者に必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するよう運送者に必要な指導又は助言を行うため、市町村、運輸支局、タクシー協会、学識経験者等で構成する運営協議会を開催する。 [参考] 福祉有償運送を実施するに当たっては、運営協議会における合意が必要（道路運送法第79条の4）								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 福祉有償運送に係る運営協議会の構成員として会議に参加するとともに、当該協議会の事務局として会議の開催に係る事務を行う。 <近隣市町村> 福祉有償運送に係る運営協議会の構成員として会議に参加する。								
費用負担	福祉有償運送に係る協議会の開催に要する費用は、人口割及び均等割により算出した額を関係市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	福祉有償運送運営協議会								→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	公共交通機関を利用することが困難な移動制約者の移動を確保することができる。								

DV被害者への支援等

[連携協約]

A 生活機能の強化に係る政策分野【福祉】

取 組 内 容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
近 隣 市 町 村 の 役 割	熊本市と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。

[成果指標]

・他の市町村の相談件数（ 成果指標ではなく目安として推移を管理する。）

[具体的取組]

ア 配偶者暴力相談支援センターにおける圏域住民の利用等

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	熊本市配偶者暴力相談支援センターにおいて、関係市町村のDV被害者を対象とした相談事業を行うほか、DV防止に関する啓発事業等を実施する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 熊本市配偶者暴力相談支援センターにおいて、近隣市町村のDV被害者からの相談を受け付ける。 熊本市が開催するDV防止に関する啓発事業等について近隣市町村に対して情報提供を行う。 <近隣市町村> 熊本市が実施するDV相談事業及びDV防止啓発事業について、住民へ周知を行う。								
費用負担	熊本市配偶者暴力相談支援センターの運営に要する費用は、熊本市が負担する。ただし、事業の周知に関する費用は、関係市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	DV相談窓口の利用提供								→
	DV防止啓発事業の情報提供								→
事業費見込額 (千 円)	H28	H29	H30	H31		H32		合計	
国・県補助制度等									
効果	近隣市町村の住民にとって相談窓口の選択肢が増えることとなり、DV被害の早期解決やDV防止に関する意識啓発に寄与できる。								

公共施設の広域利用

[連携協約]

A 生活機能の強化に係る政策分野【教育】

取 組 内 容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、連携市町村全体の調整を行う。
近 隣 市 町 村 の 役 割	熊本市と連携して共同利用の推進等公共施設の有効利用に取り組む。

[成果指標]

- ・他の市町村の住民(通勤者及び通学者を除く。)への資料の貸出者数

[具体的取組]

ア 図書館における圏域住民の相互利用

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○					○	○	
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○		○	○	
事業内容	圏域市町村の図書館等について、熊本市と近隣市町村が相互の住民に対し、図書資料の貸出等のサービスを実施する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 熊本市立図書館、分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室等に来館した近隣市町村の住民に対し、図書資料の貸出等のサービスを実施する。 <近隣市町村> 図書館等(図書館法に規定する図書館及び協議により相互利用を行うこととした公民館図書室等に限る。)を設置している市町村にあっては、当該図書館に来館した熊本市の住民に対し、図書資料の貸出等のサービスを実施する。								
費用負担	他の市町村の住民に対する図書資料の貸出等のサービスに要する費用は、当該サービスを実施した市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
	相互利用のサービス内容の検討				→				
	相互利用サービスの実施								→
事業費見込額 (千 円)	H 28	H 29	H 30		H 31		H 32		合計
国 ・ 県 補助制度等									
効果	熊本市と近隣市町村の住民が行政区域にとらわれず相互に利用しやすい図書館等を選択することができるほか、各図書館等が所蔵している郷土資料等の貸出しが増え有効利用が図られる。								

イ 圏域内の歴史・文化等を巡るパスポート作成

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○		○		○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
		○		○	○	○	○		
事業内容	圏域市町村の小中学生に、当該圏域内の歴史、文化等の施設を記載したパスポートを配付し、各市町村の地元住民向け料金で利用できるようにする。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 関係市町村において、パスポートを作成し、小中学生に配付する。 <近隣市町村> 関係市町村において、パスポートを作成し、小中学生に配布する。								
費用負担	パスポートの作成及び配付に要する費用負担は、別途協議する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	利用できる施設の検討協議				→				
	パスポート作成・事業開始					→	→	→	→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	圏域の小中学生がその歴史、文化等の施設を利用することにより郷土を知る教育の推進に寄与できるほか、圏域内の交流人口が増加することにより地域経済の活性化も期待できる。								

ウ 公共施設の共同利用の推進等

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
			○	○	○	○	○	○	
事業内容	圏域市町村が有する公共施設について、効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進、遊休施設の活用等について協議する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 関係市町村において公共施設の利用に関し協議する。 <近隣市町村> 関係市町村において公共施設の利用に関し協議する。								
費用負担									
スケジュール	具体的な項目			H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	
	協議								→
事業費見込額 (千円)	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	合計			
国・県補助制度等									
効果	人口減少が進む中、公共施設について、共同利用の推進等により住民の利便性が向上する。								

文化事業等の連携促進

[連携協約]

A 生活機能の強化に係る政策分野【文化】

取 組 内 容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源の活用について観光客への効果的なアピールを行う等圏域の市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して文化財等を活用し、及び文化事業等を実施する。
近隣市町村の 役 割	熊本市と連携して文化財等を活用し、及び文化事業等を実施する。

[成果指標]

- ・ 関連施設の入場者数 / 他の関係市町村の住民の受講者数

[具体的取組]

ア 圏域内遺跡の調査研究及び保存活用に関する連携

関 係 市 町 村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○						○		
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
			○	○		○		○	
事 業 内 容	「西南戦争遺跡」は県内に点在していることから、圏域市町村が協力して同遺跡に関する調査研究を行う。収集された資料については、熊本市北区田原坂公園内にある弾痕の家（ガイダンス施設）において展示するとともに、圏域市町村の西南戦争遺跡を集約し、パンフレットを作成する。								
関 係 市 町 村 の 役 割 分 担	< 熊本市 > 近隣市町村の関連遺跡調査に対し助言を行う。 資料の掲示場所を提供する。 パンフレットを作成する。 < 近隣市町村 > 熊本市と連携して関連遺跡の調査・研究を行う。 パンフレット作成時における原稿の作成及び掲示できる資料の提供に協力する。								
費 用 負 担	資料の掲示、パンフレットの作成及び助言の実施に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	遺跡等における調査・研究						→		
	資料の掲示								→
	パンフレット作成								→
事業費見込額	H28	H29	H30	H31	H32	合計			

(千 円)						
国 ・ 県 補 助 制 度 等						
効 果	圏域市町村の連携により西南戦争遺跡群の調査研究が進むことから、当該西南戦争遺跡群が貴重な観光資源として P R 効果を高め、観光客の増加に寄与する。					

イ 記念館主催の講座開催、講師派遣等の共同実施

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○						○	○	
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
				○		○			
事業内容	熊本市の「横井小楠記念館」、「徳富記念園」、「熊本洋学校教師ジェーンズ邸」は、益城町の四賢婦人記念館で顕彰する「四賢婦人」とのつながりが深く、「四賢婦人」「熊本の近代化」等のキーワードをもとにパンフレットを作成する。また、関連する資料の相互貸借を行い、企画展を実施するほか、講師の相互派遣による講座を開催する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 各記念館の共通パンフレットを作成する。 近隣市町村と資料を賃借するとともに、共同して企画展を開催する。 近隣市町村と相互に講師を派遣し又は講座を開催する。 <近隣市町村> 各記念館の共通パンフレット作成及びその広報に対し熊本市に協力する。 熊本市と資料を賃借するとともに、共同して企画展を開催する。 熊本市と相互に講師を派遣し又は講座を開催する。								
費用負担	パンフレットの作成及び企画展の開催に要する費用は、熊本市が負担する。								
	講師の派遣及び講座の開催に要する費用は、当該派遣し又は開催した関係市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	共通パンフレット版下作成			→					
	共通パンフレット印刷製本							→	
	資料の貸借及び企画展の開催							→	
	講師の派遣と講座の開催							→	
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31		H32		合計	
国・県補助制度等									
効果	共通パンフレットの作成及び年間テーマの設定により、来館者の回遊性の向上及び各記念館の入館者増が図られる。また、資料の相互貸借により、その開催地周辺への各記念館のPRを図ることができる。さらに、講師の相互派遣により、聴講者がより多くの講師及び内容に触れることができるのみならず、各記念館の講座を務める講師にとっても自らの知識を深める機会となる。								

ウ 博物館等主催の講座への圏域住民の相互参加

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○			○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
		○		○		○		○	
事業内容	博物館等で開講する講座等のうち、圏域市町村と地域的に関連性のあるものについては相互に受講できるよう住民へ周知する。								
関係市町村の役割分担	< 熊本市 > 関係市町村が開講する講座等について、相互に住民に周知する。 < 近隣市町村 > 関係市町村が開講する講座等について、相互に住民に周知する。								
費用分担	講座等の開催に要する費用については、講座等を開催する市町村が負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	住民への周知実施				_____	_____	_____	_____	_____→
	他の連携方法の実施				検討.....→	_____	_____	_____	_____→
事業費見込額 (千 円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	圏域住民にとって受講対象講座等の選択肢が拡大し、郷土への理解がより深まる。								

消費者の保護

[連携協約]

A 生活機能の強化に係る政策分野【生活】

取 組 内 容	消費者問題について、解決力の高い地域社会作りを目指し、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けることができる体制の整備に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して消費生活に関する業務を行う。
近隣市町村の 役 割	熊本市と連携して消費生活に関する業務を行う。

[成果指標]

- ・他の市町村の住民の相談件数（ 成果指標ではなく目安として推移を管理する。）

[具体的取組]

ア 消費生活センターにおける圏域住民の相互利用

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○			○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○						
事業内容	各消費生活センターは、連携協力し圏域市町村の住民の消費生活相談業務を行う。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 近隣市町村の消費生活センター等と連携協力し、圏域市町村の住民からの消費生活相談業務を行う。 <近隣市町村> 熊本市消費者センターと連携協力し、消費生活相談業務を行う。								
	消費生活センターの運営に要する費用は、関係市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
	消費生活相談業務の連携協力								
事業費見込額 (千 円)	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	合計			
国・県補助制度等									
効果	消費者が、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けることができるようになり、住民の安全性の確保と利便性の向上が図られる。								

空家等都市空間に関する課題への対応

[連携協約]

取 組 内 容	空家等の都市空間に関する課題について、土地利用、まちづくり、地域振興等様々な観点から、その解決に向けて取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
近 隣 市 町 村 の 役 割	熊本市と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。

[成果指標]

- ・ 検討会議の開催数

[具体的取組]

ア 空家等都市空間に関する課題の検討・協議

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○		○	○		○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
		○				○			
事業内容	空家や老朽家屋の増加等都市空間に関する課題について、土地利用やまちづくりの観点も含めて意見交換又は協議を行い、地域の実情に応じた解決策を検討する。								
関係市町村の役割分担	< 熊本市 > 関係市町村において検討会議を開催し、課題の解決に向けて意見交換又は協議を行う。 < 近隣市町村 > 関係市町村において検討会議を開催し、課題の解決に向けて意見交換又は協議を行う。								
費用負担									
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	意見交換又は協議								
事業費見込額 (千 円)	H28	H29	H30		H31		H32		合計
国 ・ 県 補助制度等									
効果	課題の解決により、人口減少・少子高齢社会にあっても、安全安心なまちづくり又は地域コミュニティの活性化に寄与することができる。								

企業誘致の促進

[連携協約]

A 生活機能の強化に係る政策分野【地域振興】

取 組 内 容	圏域全体で雇用機会の確保を図るため、圏域市町村が共同して企業誘致に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して企業誘致に取り組む。
近隣市町村の 役 割	熊本市と連携して企業誘致に取り組む。

[成果指標]

・企業立地件数

[具体的取組]

ア 企業誘致情報の相互発信及び誘致活動の共同実施

	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
関 係 市 町 村	○	○						○	
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○		○	○	○	○		○	
事 業 内 容	圏域市町村の企業誘致について、熊本市と近隣市町村のホームページにおいて相互にリンクを掲載することにより圏域市町村の情報の共有化を図るほか、企業への補助制度等の案内を効果的に行う。また、企業誘致に向けた展示会については、展示ブースを隣接させる等の共同出展を検討する。								
関 係 市 町 村 の 役 割 分 担	<熊本市> 熊本市の企業立地に関するホームページについて、近隣市町村のホームページのリンクを掲載する。 企業誘致に関する展示会については、関係市町村が協力してブースを隣接させる等共同出展を検討する。 <近隣市町村> 近隣市町村の企業立地に関するホームページについて、熊本市の企業立地に関するホームページのリンクを掲載する。 企業誘致に関する展示会については、関係市町村が協力してブースを隣接させる等共同出展を検討する。								
費 用 負 担	ホームページへのリンクに要する費用は、関係市町村がそれぞれ負担する。 企業誘致に関する展示会を実施する場合における当該実施に要する費用負担は、別途協議する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	ホームページへのリンク設定								

事業費見込額 (千 円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計
国 ・ 県 補助制度等						
効 果	圏域全体で雇用の創出をはじめ経済の成長を期待することができる。					

新規就農者への支援

[連携協約]

A 生活機能の強化に係る政策分野【地域振興】

取 組 内 容	地域農業の担い手を育成し及び確保するため、就農支援に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、連携市町村全体の調整を行う。
近隣市町村の 役 割	熊本市と連携して就農支援に取り組む。

[成果指標]

- ・ 合同研修会の開催数 / 熊本市が実施する研修会への近隣市町村の参加者数

[具体的取組]

ア 新規就農者向け研修会の共同実施

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○		○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○		○	
事業内容	圏域市町村共通の課題である担い手の育成及び確保を図るため、熊本市が近隣市町村と連携して、就農希望者を対象に、圃場における農業体験及び農家研修を行う新規就農者支援研修を開催し、就農希望者に対する就農支援を行う。								
関係市町村の役割分担	< 熊本市 > 6ヶ月間の新規就農者支援研修を年1回開催する。 < 近隣市町村 > 熊本市が行う新規就農者支援研修について、周知及び募集を行う。								
費用負担	新規就農者支援研修の開催に要する費用については、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	新規就農者支援研修								
事業費見込額 (千 円)	H28	H29	H30	H31		H32		合計	
国・県補助制度等									
効果	圏域市町村共通の課題である担い手の育成及び確保について、就農支援を共同で行うことにより、少人数では実施が難しかった研修会を合同で開催できることや、より多くの就農希望者に研修の機会を確保できること等、効果的な就農促進が期待できる。								

イ 新規就農者が参加する実践研修の受入先農家の情報共有

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○		○	○		○	
事業内容	農家において栽培及び経営の実践研修を受けたい就農希望者又は新規就農者に対し、受け入れ可能な農家等の情報を提供するため、受け入れ先の調査及び登録を行い、研修受け入れ体制の整備及びその情報の共有化を図る。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 関係市町村における研修受入が可能な先進農家等の情報をとりまとめ、近隣市町村に提供する。 <近隣市町村> 熊本市に対し研修受入が可能な先進農家等の情報を提供する。								
費用負担									
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	研修受入れ農家等の情報共有								→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	圏域市町村共通の課題である担い手の育成及び確保のため、就農希望者及び新規就農者の研修受入れ体制を構築し、その情報を共有化することにより、栽培技術の習得及び就農意欲の向上が図られる。								

観光の振興

[連携協約]

A 生活機能の強化に係る政策分野【地域振興】

取 組 内 容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して観光客誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、連携市町村全体の調整を行う。
近隣市町村の 役 割	熊本市と連携して観光客誘致に向けた観光振興事業を実施する。

[成果指標]

- ・ 連携市町村の観光統計の指数

[具体的取組]

ア 国内観光客誘致のための観光企画の開発

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○		○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	圏域市町村が共同して熊本空港や駅を利用する観光客をターゲットにした観光客誘致及び着地型観光の開発を実施する。 [取組例] ・ 連携地域観光推進事業 ・ 観光客誘致活動の共同実施及び観光商品の共同開発 ・ 統一ロゴの作成・観光ルート策定・マップ作成など								
関係市町村の役割分担	＜熊本市＞ 観光客を誘致する事業を企画し及び実施するとともに、関係市町村全体の連絡調整を行う。 ＜近隣市町村＞ 熊本市とともに観光客を誘致する事業を企画し及び実施する。								
費用分担	事業に要する費用負担は、別途協議する。								
スケジュール	具体的な項目				H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
	課題の整理、事業の企画、先進地視察				→				
	事業の実施					→			
	効果検証								→
事業費見込額 （ 千 円 ）	H 28	H 29	H 30	H 31		H 32		合計	
国 ・ 県 補助制度等									
効果	圏域市町村には観光施設や食、工場などツーリズムになる要素を含んでおり、効果的な連携が実施できれば、観光客の増加が見込まれる。								

イ 都市圏内まつり等交流PRの共同実施

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○		○	○		○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○			○		○	○	○	
事業内容	熊本市が中心となって実施する「火の国まつり」、「くまもとお城まつり」等の大規模イベントを開催する際に、ステージ等を利用して、近隣市町村が実施しているまつり又はイベントを披露する等近隣市町村のPRを行う。 [取組例] ・火の国まつりおてもやん総おどりへの参加による近隣市町村PRの実施								
関係市町村の役割分担	< 熊本市 > 近隣市町村が参加する大規模イベントの企画運営を行う。 < 近隣市町村 > 大規模イベントに参加する。 大規模イベントへ参加する団体の募集及び連絡調整を行う。								
費用負担	大規模イベントの開催に要する費用は熊本市が負担し、大規模イベントへの参加に要する費用は関係市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目			H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	
	課題整理・実施方法検討、事業企画			→					
	事業実施						→		
	効果検証							→	
事業費見込額 (千 円)	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	合計			
国 ・ 県 補助制度等									
効 果	県外観光客の入込地点となる熊本市において、「この時期ここに行けば県内のいろいろなまつりを体感できる」というPRの機会を、熊本市の大規模イベントの開催時に提供することにより、圏域の魅力を一体的に発信することができ、圏域市町村への回遊性を高めることが期待できる。								

ウ 海外観光客誘致のためのPR及び観光施策の共同実施

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○			○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○		○	○	○	
事業内容	外国人観光客の誘致及びその受入環境の整備を促進するために、優先順位、実施主体等について課題の整理を行う。また、外国人観光客に訴求効果の高い阿蘇、熊本城等のコンテンツを一体的にPRし、訪れた観光客の圏域回遊性向上を図るほか、着地型観光を充実させるため、ICTを活用した歩く観光の広域展開について協議を行う。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 近隣市町村と連携し、観光客の誘致に関する事業を実施するほか、それが効果的な取組となるよう全体の連絡調整を行う。 <近隣市町村> 熊本市と連携し、観光客の誘致に関する事業を実施する。								
費用負担	事業に要する費用負担は、別途協議する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	課題整理、事業企画・スケジュール検討				→				
	連携事業実施					→	→	→	→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	単独市町村による海外観光客誘致の取組効果は知名度不足や事業規模等の理由により大きな成果が得られないケースがあるが、圏域市町村との広域連携による取組は外国人観光客に人気の高い観光素材を有することから、連携プロモーションも訴求効果が高く、誘客・回遊性を促進することが期待される。また、圏域における受入環境の整備に関する取組は、観光客の満足度向上及びリピーター化に寄与するものと期待される。								

災害等への対応

[連携協約]

A 生活機能の強化に係る政策分野【災害対策】

取 組 内 容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、連携市町村全体の調整を行う。
近隣市町村の 役 割	熊本市と連携して広域的な防災体制を強化する。

[成果指標]

- ・近隣市町村からの訓練参加者数

[具体的取組]

ア 災害訓練における広域的な避難体制の構築及び災害時における相互応援の実施

関 係 市 町 村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事 業 内 容	熊本市において、総合防災訓練サブ会場に隣接する市町村住民を対象に、指定緊急避難場所への避難訓練を実施し、広域的な避難体制を構築する。 平成 15 年 7 月に締結した「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき、被災市町村に対して、物資及び資機材の提供、職員の派遣等の応援を行う。								
関 係 市 町 村 の 役 割 分 担	<熊本市> 総合防災訓練を実施するに当たって、関係団体及び参加する近隣市町村との協議を行う。 災害時には被災市町村への応援に当たる。 <近隣市町村> 熊本市が実施する総合防災訓練に参加する近隣市町村にあっては、熊本市と、避難所の運営、避難訓練参加者との打ち合わせ等に関する協議を行う。 災害時には被災市町村への応援に当たる。								
費 用 負 担	総合防災訓練の実施に要する費用は、熊本市が負担する。 被災した市町村が応援要請を行った場合における応援に要する費用負担は、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に定めるところによる。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	総合防災訓練の実施								→
	市町村連動訓練（県主催）								→
	緑川水防演習協議会への参加								→
事業費見込額 (千 円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			

国 ・ 県 補 助 制 度 等	
効 果	広域的災害が発生したときに被災地への迅速・的確な応援が可能となり、被害を最小限にすることができる。

イ 消防業務の広域化

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○								
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
		○				○			
事業内容	消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、市町村における常備消防事務について事務委託方式により広域化し、消防体制の基盤の強化を図る。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 近隣市町村の常備消防事務を受託し、広域の消防体制の充実を図る。 <近隣市町村> 常備消防事務を熊本市に委託する。								
費用負担	常備消防事務の委託に要する費用負担は、消防事務の委託に関する規約で定める。								
スケジュール	具体的な項目			H28	H29	H30	H31	H32	
	常備消防事務の委託（受託）								→
事業費見込額 （千円）	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	1. 災害発生時における初動体制の強化 2. 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用 3. 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強 4. 救急業務や予防業務の高度化及び専門化 5. 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備 6. 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮等消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。								

環境の保全

[連携協約]

A 生活機能の強化に係る政策分野【環境】

取 組 内 容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して環境の保全に取り組むとともに、連携市町村全体の調整を行う。
近隣市町村の 役 割	熊本市と連携して環境の保全に取り組む。

[成果指標]

- ・水源かん養林の整備面積 / 地下水財団中長期計画の指標 / マイバッグ持参率

[具体的取組]

ア 水源かん養林の整備の共同実施

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○							○	
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
		○	○						
事業内容	圏域市町村が連携し、地下水を育む源の一つである水源かん養林の整備を実施する。（現在 H30 年度までの事業協定を締結。以降は新たな協定の締結予定）								
関係市町村の役割分担	< 熊本市 > 近隣市町村と森林整備に関する協定を締結し、水源かん養林の新植、保育等の管理を行う。 < 近隣市町村 > 熊本市と森林整備に関する協定を締結し、熊本市が行う水源かん養林の管理に協力する。								
費用負担	水源かん養林整備に要する経費は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
	西原村（新植、下刈等）							以後も管理は継続	
	南阿蘇村（ " ）								
	大津町（ " ）								
事業費見込額 （千円）	H 28	H 29	H 30		H 31		H 32		合計
国・県補助制度等									
効果	水源かん効果の見込める白川上流域での水源かん養林整備を進めることにより、住民生活に欠かすことのできない水資源の確保に繋がり、治山・治水の維持だけではなく、二酸化炭素の吸収など多面的な機能の発揮により、都市の発展に大いに寄与できる。								

イ くまもと地下水財団への参画

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○			○			○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
		○		○	○	○	○		
事業内容	公益財団法人 くまもと地下水財団を通じて、熊本県、関係市町村及び関係団体・事業者と協力しながら、熊本の地下水の保全に関する様々な事業に取り組む。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 公益財団法人くまもと地下水財団を通じて地下水の保全に取り組む。 <近隣市町村> 公益財団法人くまもと地下水財団を通じて地下水の保全に取り組む。								
費用負担	公益財団法人くまもと地下水財団への負担金については、関係市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	負担金の支出								→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	地下水盆を共有する11市町村が協力し、地下水保全に取り組むことで、熊本地域の財産である恵まれた地下水を後世に守り伝えることができる。 [熊本地域] ・熊本市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、(菊池市)								

ウ レジ袋削減推進体制の整備

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○		○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
		○		○	○	○	○	○	
事業内容	レジ袋削減推進協議会を開催し、レジ袋削減に向けた普及啓発を行うなど、圏域の住民及び事業者のレジ袋削減のための自主的な取組を支援する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> レジ袋削減に向け、市民団体や事業者等と相互の理解と連携を図る。 レジ袋削減推進協議会において、熊本市の施策等の情報を提供するなどしてレジ袋削減に関する情報共有及び協議を行う。 レジ袋削減推進協議会の事務局として当該協議会の開催に係る事務を担当する。 <近隣市町村> 各近隣市町村において、レジ袋削減に向け、市民団体や事業者等と相互の理解と連携を図る。 レジ袋削減推進協議会において、各近隣市町村の施策等の情報を提供するなどしてレジ袋削減に関する情報共有及び協議を行う。								
費用負担	レジ袋削減推進協議会の開催に要する費用は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	レジ袋削減推進協議会を開催								→
	普及啓発活動の実施								→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	レジ袋の消費量を削減することにより、ごみの減量や、原料である石油の消費抑制及び生産から処分の過程で排出される温室効果ガスの抑制が図られ、地球温暖化の防止に寄与することができる。								

生活基盤の整備

[連携協約]

A 生活機能の強化に係る政策分野【環境】

取 組 内 容	公共下水道等の住民の生活基盤の整備に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して生活基盤の整備に取り組む。
近 隣 市 町 村 の 役 割	熊本市と連携して生活基盤の整備に取り組む。

[成果指標]

- ・ 公共下水道の相互利用の数

[具体的取組]

ア 公共下水道施設の相互利用

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○								○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
						○			
事業内容	公共下水道の需要に応じて、隣接市町村の公共下水道施設を相互に利用させる。								
関係市町村の役割分担	< 熊本市 > 近隣市町村から公共下水道施設の利用に関する申し出があった場合は、議会の議決により公共下水道施設を当該近隣市町村に利用させる。 近隣市町村の公共下水道施設を利用する必要性が生じた場合は、当該近隣市町村に公の施設の利用に関する申し出を行う。 その他の事項については、地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定による協議で定める。 < 近隣市町村 > 熊本市から公共下水道施設の利用に関する申し出があった場合は、議会の議決により公共下水道施設を熊本市に利用させる。 熊本市の公共下水道施設を利用する必要性が生じた場合は、熊本市に公の施設の利用に関する申し出を行う。 その他の事項については、地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定による協議で定める。								
費用負担	公共下水道施設の利用に要する費用負担は、地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定による協議で定める。								
スケジュール	具体的な項目				H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
	事案が生じた場合に随時対応								

事業費見込額 (千 円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計
国 ・ 県 補助制度等						
効 果	熊本市と近隣市町村が相互に公共下水道施設を利用させることにより、公共下水道の効率的な汚水処理が推進され、住民の利便性の向上及び経費の縮減を図る効果がある。					

持続可能な地域公共交通網の形成

[連携協約]

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野【地域公共交通】

取 組 内 容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等、持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び連携市町村全体の調整を行う。
近隣市町村の 役 割	熊本市と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。

[成果指標]

- ・圏域の公共交通利用者数

[具体的取組]

ア 地域公共交通網の形成

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	持続可能な地域公共交通網の形成に向けた基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等、将来に亘り地域公共交通網の確保、維持又は充実に図るための取組を検討し又は実施する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 交通事業者及び近隣市町村と協議又は調整を図りながら、地域公共交通網の形成に向けた施策を検討し又は実施する。 <近隣市町村> 熊本市と地域公共交通網の形成に向けた協議を行い、連携していく。								
費用負担	事業に要する費用負担は、別途協議する。								
スケジュール	具体的な項目			H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	
	地域公共交通網の形成に向けた取組の実施及び検討								➡
事業費見込額 (千 円)	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	合計			
国 ・ 県 補助制度等									
効 果	持続可能な地域公共交通網の形成を図り、将来に亘る公共交通網を圏域住民に提供することにより、生活交通手段の確保と地域の活性化に寄与できる。								

イ 軌道交通の確保のための連携

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○				○				
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
事業内容	鉄道の安全な運行を継続するために必要な輸送設備の更新等に対して、事業費の一部助成を行う。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 国の支援と連携し、関係自治体（県・合志市）と歩調を合わせ、事業費の一部助成を行う。 <近隣市町村> 国の支援と連携し、関係自治体（県・熊本市）と歩調を合わせ、事業費の一部助成を行う。								
費用負担	事業に要する費用は、関係市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	鉄道維持費助成								
事業費見込額 （千円）	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	熊本電鉄は、熊本市と合志市をつなぐ基幹公共交通軸として重要な役割を担う公共交通機関であり、住民の移動確保及び安全性向上を図ることができる。								

ウ 公共交通の利用促進

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	公共交通の維持又は確保に向け公共交通の利用促進に共同で取り組む。								
関係市町村 の役割分担	<熊本市> 近隣市町村との連携のもと、公共交通の利用促進に向けた施策を立案し及び実施する。 <近隣市町村> 熊本市と連携し、公共交通の利用促進に向けた施策を立案し及び実施する。								
費用負担	パークアンドライドの推進等に要する費用は、熊本市が負担する。ただし、公共交通の利用促進に向けた事業を拡大する場合における当該事業に要する費用負担は、別途協議する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	パークアンドライド推進等								
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県 補助制度等									
効果	公共交通の利用促進を図ることにより、利用者数の減少に歯止めをかけ、将来に亘り持続可能な公共交通網の維持・確保を可能とする。								

ICTを活用した広域的な情報発信

[連携協約]

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野【ICTインフラ】

取 組 内 容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICT を活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、連携市町村全体の調整を行う。
近 隣 市 町 村 の 役 割	熊本市と連携して圏域の情報発信体制を構築する。

[成果指標]

・取組を行う市町村数 / 掲載データ数 / アクセス数

[具体的取組]

ア オープンデータの共同発信事業

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○				○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
								○	
事業内容	行政が保有するデータをオープンデータとして公開し、市民、事業者、行政、他の自治体等に利用してもらうことにより、地域課題の解決、行政の効率化、市民協働の推進等に資するものとする。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> ホームページ上へオープンデータとして公開しデータの順次拡充を図る。 関係市町村のオープンデータを共同して公開するための方法について、近隣市町村と検討を行う。 <近隣市町村> オープンデータの取組方針の策定等を行い、オープンデータを順次公開する。 関係市町村のオープンデータを共同して公開するための方法について、熊本市と検討を行う。								
費用負担	有料の共通データサイトを作成する場合における当該作成に要する費用負担は、別途協議する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	オープンデータの拡充								→
	共通のデータサイトの作成								→
事業費見込額 (千 円)	H28	H29	H30		H31		H32		合計
国 ・ 県									

補 助 制 度 等	
効 果	市町村の共通のデータがオープンデータとして公開されることにより、相互利用がしやすくなり、地域課題の解決、行政の効率化、市民協働に活用されることを期待する。

イ ホームページ情報の広域的な発信

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○			○			○	
事業内容	圏域市町村の公式ホームページからイベント等の情報を自動収集して整理し、圏域市町村の公式ホームページに同一内容の一覧表を表示するシステムを構築する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> システムの構築並びにウェブサイトの公開及び管理運営を行う。 <近隣市町村> 熊本市に対しイベント等の情報を定期的に提供する。								
費用負担	事業に要する費用負担は、別途協議する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	システム導入に向けた協議、H29の予算措置				→				
	システム設計・開発、サイトの公開					→			
	システムとサイトの運営・維持管理						→	→	→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30		H31		H32		合計
国・県補助制度等									
効果	圏域市町村の情報を一括して閲覧することができる仕組みを構築することにより、圏域住民により多くの情報を伝えることが期待できるとともに、住民の利便性が向上する。								

ウ インターネットラジオを活用した災害情報発信

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○							○	
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
						○			
事業内容	熊本市のコミュニティFMである「熊本シティエフエム」をインターネット放送に対応させ、圏域市町村の災害情報を発信する。災害情報の発信については、関係市町村及び熊本シティエフエム間で災害協定を締結する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 関係市町村が共同して、「熊本シティエフエム」に対し、インターネット放送による災害情報の住民への周知を依頼する。 <近隣市町村> 関係市町村が共同して、「熊本シティエフエム」に対し、インターネット放送による災害情報の住民への周知を依頼する。								
費用負担	インターネット放送の実施に要する費用は、関係市町村が人口割合に応じて負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	災害協定内容の整理、システム構築				→				
	災害協定締結				→	→	→	→	→
	住民への周知				→	→	→	→	→
	災害情報の発信				→	→	→	→	→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30		H31		H32		合計
国・県補助制度等									
効果	県域を対象とした放送局と異なり、より地域に密着した情報を発信することができる。また、インターネットによるラジオ放送の実施により、ラジオの聴取手段及び聴取可能区域が拡大し、住民の災害情報へのアクセスが容易になる。								

広域的道路網の整備

[連携協約]

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野【交通インフラ】

取 組 内 容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して国直轄道路の整備を促進する。
近隣市町村の 役 割	熊本市と連携して国直轄道路の整備を促進する。

[成果指標]

- ・期成会要望路線の着実な整備の進捗

[具体的取組]

ア 広域的道路網の整備の促進を図る期成会活動の共同実施

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○		○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	国直轄道路の整備を圏域市町村全体で促進するため、期成会活動を実施する。 [期成会活動に係る対象道路] (ア) 熊本環状道路 (イ) 国道3号植木バイパス (ウ) 中九州横断道路 (エ) 熊本天草幹線道路 (オ) 九州中央自動車道(九州横断自動車道延岡線) (カ) 有明海沿岸道路(期) (キ) 国道57号(熊本市～阿蘇市区間) (ク) 国道3号(熊本市～八代市区間)								
関係市町村 の役割分担	<熊本市> 関係市町村その他の団体とともに期成会活動に取り組む。 <近隣市町村> 関係市町村その他の団体とともに期成会活動に取り組む。								
費用負担	期成会へ参画する費用負担は、各期成会が定めるところによる。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	連携した期成会活動				実施				
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県 補助制度等									
効果	広域道路の整備は、都市圏の拠点性向上につながり、熊本市と近隣市町村間の時間距離が短縮されることから、圏域の定住人口や交流人口の増加、災害発生時の救援・救助及び人的・物的輸送の迅速化、救急医療体制の強化等に大きく寄与できる。								

地産地消の推進

[連携協約]

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野【地産地消】

取 組 内 容	圏域で生産された安心安全な農水産物の消費拡大を図るため、地産地消の推進に向けた取組を行う。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して地産地消の推進に向けた取組を行う。
近 隣 市 町 村 の 役 割	熊本市と連携して地産地消の推進に向けた取組を行う。

[成果指標]

- ・ 農業体験の参加者数 / 連携市町村における地産地消に関する指標

[具体的取組]

ア 収穫・調理実習等を行う生産者、市民団体等への支援、情報発信

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○				○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○						○	
事業内容	圏域市町村の特性を活かした農水産物の収穫や調理を行う農業体験その他の各種イベントの開催を通して農業者と消費者との交流を図る。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 関係市町村間で地元の生産者、活動団体等の情報を共有しながら、農業体験等各種イベントを開催し又は関係市町村が開催する各種イベントの開催に協力する。 <近隣市町村> 関係市町村間で地元の生産者、活動団体等の情報を共有しながら、農業体験その他の各種イベントを開催し又は関係市町村が開催する各種イベントに協力する。								
費用負担	農業体験その他の各種イベントの開催に要する経費は、当該開催する関係市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
	実施する事業に関する協議				→				
	農業体験及び調理実習								→
事業費見込額 (千 円)	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	合計			
国 ・ 県 補助制度等									
効果	生産者と消費者の関わりや伝統的な食文化のへの関心等様々な効果が期待される。								

イ 学校給食における地産地消の推進

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○						○	○	
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
事業内容	圏域で生産された安全・安心な農作物を学校給食で活用する取組や食育の推進を検討するため、圏域市町村において情報交換及び協議を行う。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 近隣市町村に対し熊本市の学校給食における圏域農産物の活用に関する取組及び食育に関する取組の情報提供を行う。 近隣市町村との連絡調整を行う。 <近隣市町村> 熊本市に対し近隣市町村の学校給食における圏域農産物の活用に関する取組及び食育に関する取組の情報提供を行う。								
費用負担									
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	農産物情報の提供								→
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	圏域市町村が情報を共有し連携して取り組むことにより、学校給食における圏域農産物の活用や食育の推進が期待される。								

都市と農村の交流の促進

[連携協約]

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野【住民交流】

取 組 内 容	地域の活性化及び地域の理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
近隣市町村の 役 割	熊本市と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。

[成果指標]

- ・他の自治体のイベント情報提供件数

[具体的取組]

ア 農作業体験型交流事業に関する圏域情報の共有

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○		○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○					○	
事業内容	圏域市町村が実施する遊休農地の活用等による農作業体験・自然体験型交流事業について、熊本市と近隣市町村の間で情報提供を行い、相互に住民への周知を図る。具体的には、各自治体のホームページへの掲載やイベントチラシの関係部署窓口への配置により周知を図り農村地域の活性化を推進する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 関係市町村からの農作業体験型の交流事業の情報（日程等基礎情報・広報チラシ等）を取りまとめ、近隣市町村への提供を通じて、関係市町村の住民へ周知する。 <近隣市町村> 農作業体験等交流事業を実施する。 熊本市に農作業体験型の交流事業の情報（日程等基礎情報・広報チラシ等）を提供するとともに、熊本市が取りまとめた当該情報を住民に周知する。								
費用負担									
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	HPへの情報掲載、イベントチラシの関係部署窓口への配置								
事業費見込額 （千円）	H28	H29	H30		H31		H32		合計
国・県補助制度等									
効果	他の市町村の取組やイベントの周知により、参加者・利用者の掘り起こしが行われ、農村地域との交流促進及び地域の活性化に寄与する。								

移住・定住の促進

[連携協約]

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野【地域振興】

取 組 内 容	大都市圏への人口流出に歯止めをかけ、地域経済の活性化を図るため、雇用の拡大を図る事業等移住・定住を促進させる取組を行う。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して大都市圏で雇用の拡大を図る事業を実施する等、移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、連携市町村全体の調整を行う。
近隣市町村の 役 割	熊本市と連携して移住・定住の促進に取り組む。

[成果指標]

・ U I J ターン就職面談会の参加者数 / U I J ターン就職決定者数

[具体的取組]

ア U I J ターン希望者等と地元企業との就職促進会の共同実施等

関 係 市 町 村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○				○	○	○	
事 業 内 容	大都市圏での U I J ターン就職希望者や新卒者と、圏域内企業との圏域合同就職促進会を開催し、併せて移住・定住対策事業等の情報提供を行う。								
関 係 市 町 村 の 役 割 分 担	<熊本市> 大都市圏において圏域合同就職面談会を開催する。 U I J ターン就職希望者や新卒者に対し、移住・定住対策事業等の情報提供を行う。 地域に在住の保護者（親族・兄弟）や友人・知人等へ、広報誌やホームページを活用した就職面談会開催の広報を行う。 <近隣市町村> 地元企業に対し、圏域合同就職面談会への参加を募る。 U I J ターン就職希望者や新卒者に対し、移住・定住対策事業等の情報提供を行う。 地域に在住の保護者（親族・兄弟）や友人・知人等へ、広報誌やホームページを活用した就職面談会開催の広報を行う。								
経 費 負 担	圏域合同就職面談会の開催に要する経費は、熊本市が負担する。ただし、ブースの出展に要する費用は、関係市町村がそれぞれ負担する。								
スケジュール	具体的な項目	H28	H29	H30	H31	H32			
	圏域合同就職面談会						→		

事業費見込額 (千 円)	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	合計
国 ・ 県 補助制度等						
効 果	若い世代を中心とする地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、圏域市町村の生産年齢人口の維持拡大が期待できる。また、人口減少による地域経済の縮小に歯止めをかけ、地方への定住の促進、ひいては地域経済の活性化を図ることができる。					

㍮ 人材の育成

[連携協約]

C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野【人材育成】

取 組 内 容	圏域のマネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
熊 本 市 の 役 割	近隣市町村と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、連携市町村全体の調整を行う。
近隣市町村の 役 割	熊本市と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。

[成果指標]

・研修への参加者数

[具体的取組]

ア 職員の派遣及び人事交流の実施

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○			○	○	○	
事業内容	人事交流による連携が必要な事業や分野について検討を行い、必要に応じて研修派遣及び人事交流を実施する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 近隣市町村と協議又は調整を行いながら、必要に応じて、研修派遣を受け入れ又は人事交流を行う。 <近隣市町村> 熊本市と協議しながら、必要に応じて、研修派遣又は人事交流を行う。								
費用負担	職員派遣及び人事交流に要する費用負担は、その都度協議する。								
スケジュール	具体的な項目				H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
	研修派遣・人事交流の検討及び実施								→
事業費見込額 (千 円)	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	合計			
国 ・ 県 補助制度等									
効 果	圏域マネジメント能力の向上及び行政課題に対応できる人材の育成が期待できる。								

イ 選択研修、法務研修等の圏域職員の参加

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町		
	○	○	○	○	○	○	○	○		
事業内容	熊本市が実施する研修について、必要に応じて近隣市町村の職員も参加する。 [対象となる研修] ・ 選択研修等 ・ トップセミナー講演会（対象者：課長級以上の職員） ・ 職員セミナー講演会（対象者：主幹級以下の職員） ・ 法務研修 ・ その他 → 新たに連携する市町村のニーズに沿った研修を実施する場合は関係市町村で協議する。									
関係市町村の役割分担	<熊本市> 研修会を企画し、実施する。 近隣市町村に対し、本市が実施する研修会への参加を呼びかける。 <近隣市町村> 熊本市が実施する研修会に参加する。									
費用負担	研修の開催に要する費用は、熊本市が負担する。ただし、「選択研修等」及び「その他」の研修の開催に要する費用負担は、別途協議する。									
スケジュール	具体的な項目				H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	
	「選択研修等」					→				
	「その他」									
	「トップセミナー講演会」									
	「職員セミナー講演会」									
	「法務研修」					→				
事業費見込額 （ 千 円 ）	H 28	H 29	H 30		H 31		H 32		合計	
国 ・ 県 補助制度等										
効 果	近隣市町村と連携することで、様々な研修への参加の機会が広がり能力向上につながるうえ、職員間の親交が深まり今後の連携等の関係構築が期待できる。									

ウ 熊本市主催講演会の圏域職員の参加

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業内容	自治体の直面する行政課題に関するテーマについて、近隣市町村を含む熊本県内の自治体職員及び関係団体等を対象に、各界の著名な講師による講演会及び意見交換会を開催する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 講演会を開催する。 近隣市町村に対し講演会の情報を提供する。 <近隣市町村> 熊本市が開催する講演会へ参加する。 テーマに関係する団体及び住民に対し講演会の開催について周知する。								
費用負担	講演会の開催に要する経費は、熊本市が負担する。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	講演会の実施								
事業費見込額 (千円)	H28	H29	H30		H31		H32		合計
国・県補助制度等									
効果	熊本市が主催する講演会事業に近隣市町村の職員も参加することにより、近隣市町村の職員と行政課題の共有化が図られるとともに、職員の広域的な政策形成能力等を高めていく効果などが期待できる。								

22 機関等の共同設置

[連携協約]

取 組 内 容	附属機関等を共同して設置する。
熊 本 市 の 役 割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。
近隣市町村の 役 割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。

[成果指標]

- ・参加する市町村の数

[具体的取組]

ア 行政不服審査の審査請求に係る第三者機関の共同設置

関係市町村	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
	○			○		○	○	○	○
	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	○	○	○						
事業内容	行政不服審査法の規定に基づき、審理員意見書の審議等を行う第三者機関（附属機関）を共同設置する。								
関係市町村の役割分担	<熊本市> 地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。 <近隣市町村> 地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。								
経費負担	第三者機関の共同設置に要する費用負担は、地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。								
スケジュール	具体的な項目				H28	H29	H30	H31	H32
	共同設置								
事業費見込額 （千円）	H28	H29	H30	H31	H32	合計			
国・県補助制度等									
効果	第三者機関を共同設置することにより、効率的な行政運営が図られる。								